

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年4月26日
【事業年度】	第10期（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）
【会社名】	サンバイオ株式会社
【英訳名】	SanBio Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 敬太
【本店の所在の場所】	東京都中央区明石町8番1号
【電話番号】	(03)6264-3481(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 角谷 芳広
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町8番1号
【電話番号】	(03)6264-3481(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 角谷 芳広
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2019年1月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月
事業収益 (千円)	741,614	447,226	-	-	-
経常損失( ) (千円)	2,919,923	5,146,544	6,530,418	4,579,802	4,698,867
親会社株主に帰属する当期純 損失( ) (千円)	2,920,563	5,157,716	3,385,875	4,677,856	5,559,584
包括利益 (千円)	3,073,353	5,167,158	2,692,935	6,430,293	8,832,341
純資産額 (千円)	8,909,120	10,930,182	8,349,925	2,035,135	4,428,909
総資産額 (千円)	13,975,975	15,605,414	13,343,826	5,510,901	7,045,114
1株当たり純資産額 (円)	178.42	209.05	157.07	32.99	62.12
1株当たり当期純損失金額 ( ) (円)	60.17	100.91	65.38	90.33	95.99
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	63.5	69.4	61.0	31.0	56.5
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	3,968,342	5,717,292	5,215,683	6,546,664	7,434,147
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	1,007,092	114,683	4,180,081	66,261	10,100
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	12,719,575	7,022,087	56,572	1,495,484	9,445,783
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	12,453,031	13,646,073	12,480,165	4,557,006	6,675,198
従業員数 (人)	43	74	85	89	65

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 自己資本利益率、株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2019年1月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月
事業収益 (千円)	-	-	-	-	-
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	712,488	1,268,713	1,827,574	932,035	1,863,851
当期純損失 ( ) (千円)	7,653,218	5,046,923	2,976,986	6,439,895	8,871,387
資本金 (千円)	9,431,953	8,083,986	5,561,072	4,075,135	6,407,189
発行済株式総数 (株)	49,732,868	51,785,023	51,785,505	51,793,402	64,076,202
純資産額 (千円)	8,909,715	11,046,706	8,357,851	2,033,458	4,388,186
総資産額 (千円)	13,127,117	15,302,397	12,718,517	4,883,869	6,593,604
1株当たり純資産額 (円)	178.44	211.30	157.22	32.96	61.48
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
1株当たり当期純損失金額 (円)	157.68	98.74	57.49	124.35	153.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	67.6	71.5	64.0	35.0	59.7
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	12	30	36	34	37
株主総利回り (%) (比較指標: 東証マザーズ指数)	179.1 (68.4)	56.9 (62.7)	40.7 (92.0)	26.9 (57.7)	18.5 (59.1)
最高株価 (円)	12,730	5,710	2,460	2,047	2,220
最低株価 (円)	2,421	2,268	963	933	707

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
2. 自己資本利益率、株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
3. 配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所(グロース市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(マザーズ市場)におけるものであります。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

サンバイオ株式会社の沿革は次のとおりであります。

2013年2月	医療関連技術の研究開発、研究開発の受託、並びに開発技術の特許販売などを目的として東京都千代田区麹町に資本金2,500千円で当社を設立。
2013年10月	子会社としてSanBio Merger Sub, Inc.（米国）を設立。
2013年12月	本店を東京都港区海岸に移転。
2014年1月	当社の親会社（当時）であるSanBio, Inc.と、当社の子会社であるSanBio Merger Sub, Inc.との間で、SanBio, Inc.を吸収合併消滅会社、SanBio Merger Sub, Inc.を吸収合併存続会社とし、その対価として当社の普通株式をSanBio, Inc.の株主に割当交付する三角合併を実施したことにより、SanBio, Inc.を完全子会社化する。吸収合併存続会社であるSanBio Merger Sub, Inc.は合併後にSanBio Inc.へと社名を変更する。
2014年12月	本店を東京都中央区明石町に移転。
2015年4月	東京証券取引所（マザーズ市場）に株式を上場。
2016年4月	[SB623（注）]外傷性脳損傷分野において、医薬品医療機器総合機構（PMDA）に日米グローバル臨床試験（フェーズ2）の治験届けが受理される。
2016年10月	[SB623]外傷性脳損傷分野の臨床試験（フェーズ2）において日本における最初の被験者の組み入れを実施。
2018年4月	[SB623]慢性期外傷性脳損傷の臨床試験（フェーズ2）の日米における被験者組み入れが完了。
2019年4月	[SB623]慢性期外傷性脳損傷分野において、厚生労働省「先駆け審査指定制度」の対象品目に指定。
2019年7月	[SB623]国内での「再生医療等製品製造販売業許可」を取得。
2020年3月	Ocumension (Hong Kong) Limitedとの網膜疾患における中華圏における再生細胞薬の研究開発及び事業化に関する業務提携契約を締結。
2020年6月	[SB623]外傷性脳損傷における後遺症の改善を効能として厚生労働省より「希少疾病用再生医療等製品」の指定を受ける。
2021年2月	子会社SanBio Asia Pte. Ltd.をシンガポールに設立。
2022年3月	[SB623]外傷性脳損傷後の運動機能障害の改善を効能、効果として、厚生労働省に対して「再生医療等製品製造販売承認申請」を完了。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、上場金融商品取引所をマザーズ市場からグロース市場に変更。
2022年12月	[SB623]国内での「再生医療等製品製造業許可（包装・表示・保管）」を取得。

（注）再生細胞薬SB623は、病気・事故等で失われた身体機能の自然な再生プロセスを誘引ないし促進させ、運動機能、感覚機能、認知機能を再生させる効能が期待される医薬品です。

SanBio, Inc.の沿革は次のとおりであります。

2001年2月	カリフォルニア州に資本金100千米ドルで設立。
2002年11月	よこはまティーエルオー株式会社より、現在の開発品の基本技術に係る知的財産の譲渡を受ける。
2009年12月	[SB623]日本における慢性期脳梗塞用途の専用実施権許諾契約（Exclusive License Agreement）を帝人株式会社と締結。
2010年5月	[SB623]脳梗塞分野において、米国食品医薬品局（Food and Drug Administration）から臨床試験開始の承認を取得。
2010年9月	[SB623]米国及びカナダにおける慢性期脳梗塞用途のオプション契約を大日本住友製薬株式会社と締結。
2011年1月	[SB623]脳梗塞分野において、臨床試験（フェーズ1 / 2 a）を開始。
2013年5月	[SB623]外傷性脳損傷分野において、米国食品医薬品局から臨床試験開始の承認を取得。
2013年8月	[SB623]脳梗塞分野において、臨床試験（フェーズ1 / 2 a）の全患者の18名に投与完了。
2014年1月	SanBio, Inc.と、当社の子会社であるSanBio Merger Sub, Inc.との間で、SanBio, Inc.を吸収合併消滅会社、SanBio Merger Sub, Inc.を吸収合併存続会社とし、その対価として当社の普通株式をSanBio, Inc.の株主に割当交付する三角合併の実施により、当社の完全子会社となる。
2014年6月	[SB623]米国食品医薬品局より、フェーズ1 / 2 a（臨床試験）の終了及びフェーズ2 bの実施承認を取得。
2014年9月	[SB623]米国及びカナダにおける慢性期脳梗塞用途の共同開発及びライセンス契約（Joint Development and License Agreement）を大日本住友製薬株式会社と締結。
2015年10月	[SB623]外傷性脳損傷分野において、臨床試験（フェーズ2）を開始。
2015年12月	[SB623]脳梗塞分野において、臨床試験（フェーズ2 b）を開始。

- 2016年3月 [SB623]脳梗塞分野の臨床試験（フェーズ2b）において最初の被験者の組み入れを実施。
- 2016年4月 [SB623]外傷性脳損傷分野において、医薬品医療機器総合機構（PMDA）に日米グローバル臨床試験（フェーズ2）の治験届けが受理される。
- 2016年7月 [SB623]外傷性脳損傷分野の臨床試験（フェーズ2）において米国における最初の被験者の組み入れを実施。
- 2016年10月 [SB623]外傷性脳損傷分野の臨床試験（フェーズ2）において日本における最初の被験者の組み入れを実施。
- 2017年6月 カリフォルニア州再生医療機構（CIRM）から脳梗塞臨床試験（フェーズ2b）に対し、総額20万ドルの補助金を獲得。
- 2017年12月 [SB623]慢性期脳梗塞の臨床試験（フェーズ2b）の米国における被験者組み入れが完了。
- 2018年2月 [SB623]帝人株式会社との日本における慢性期脳梗塞用途の専用実施権許諾契約を合意解約。
- 2018年4月 [SB623]慢性期外傷性脳損傷の臨床試験（フェーズ2）の日米における被験者組み入れが完了。
- 2019年4月 [SB623]SB623が欧州医薬品庁（EMA）より先端医療医薬品（ATMP）の指定を受ける。
- 2019年9月 [SB623]慢性期外傷性脳損傷分野において、米国食品医薬品局（FDA）の「RMAT」の対象品目に指定。
- 2019年12月 [SB623]大日本住友製薬株式会社との米国及びカナダにおける慢性期脳梗塞用途の共同開発及びライセンス契約（Joint Development and License Agreement）を解消。

### 3【事業の内容】

#### (1) 当社の事業領域

当社グループ（以下、当社、SanBio, Inc.（米国カリフォルニア州マウンテンビュー市）及びSanBio Asia Pte. Ltd.（シンガポール）の3社を指します。）は「再生医療の開発を通して、患者さんをはじめとしたステークホルダーの皆さまへ価値を提供する」ことをコーポレート・ミッションに掲げ、東京を本社とし、SanBio, Inc.のある米国に研究開発の主たる拠点を構え、日米亜において再生細胞医薬品の研究、開発、製造及び販売を手掛ける再生細胞事業を展開しています。当社グループでは、主に中枢神経系の疾患（眼科を含む。）における、慢性期外傷性脳損傷、慢性期脳梗塞、慢性期脳出血、加齢黄斑変性、網膜色素変性、脊髄損傷、パーキンソン病、アルツハイマー病等のアンメットメディカルニーズの高い疾患を対象とした治療薬の販売を目指しています。

#### 再生細胞薬とは

当社グループが手掛ける再生細胞薬は、病気・事故等で失われた身体機能の自然な再生プロセスを誘引ないし促進させ、運動機能、感覚機能、認知機能を再生させる効能が期待される医薬品です。

(2) 事業の内容

当社グループは、当社、SanBio, Inc. (米国カリフォルニア州マウンテンビュー市) 及びSanBio Asia Pte. Ltd. (シンガポール) の3社により構成されています。当社設立は2013年2月ですが、SanBio, Inc.は2001年2月の設立以降、一貫して再生細胞薬の研究開発を進めています。

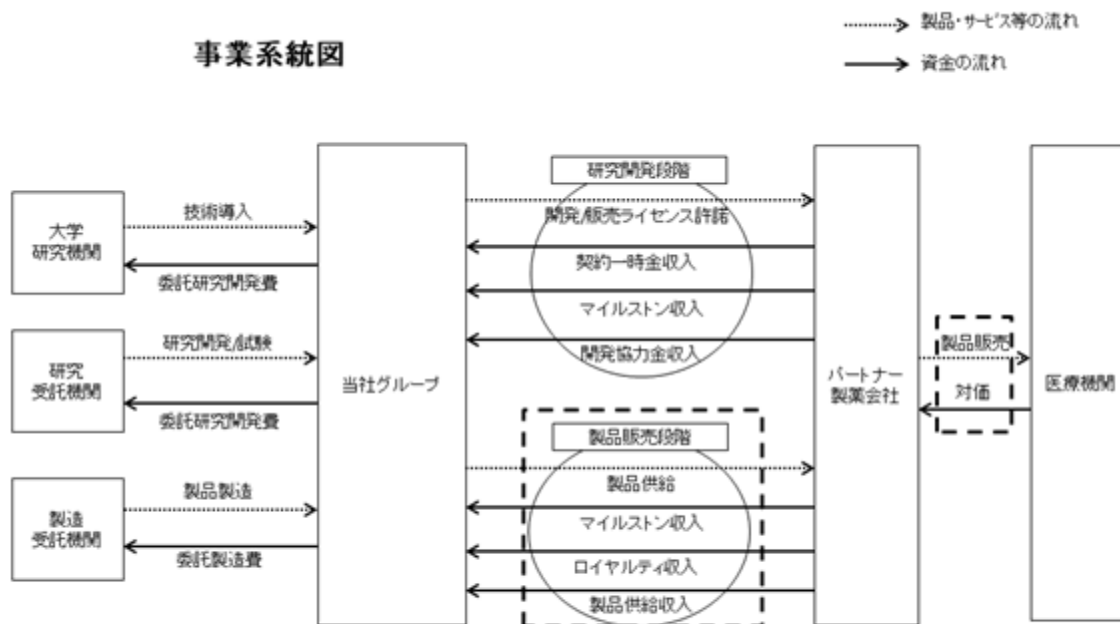
大学等の研究機関から導入した技術を当社グループにおいて製造開発、非臨床試験、臨床試験等を実施し、医薬品の販売網を有するパートナー製薬会社が開発権及び販売権をライセンス許諾することで(A) 契約一時金、(B) マイルストーン収入、(C) 開発協力金、(D) ロイヤルティ収入及び(E) 製品供給に係る収入を得るビジネスモデルとなっています。収入形態の内容は以下のとおりです。ライセンス許諾のタイミングは、ヒトでの安全性と有効性を確認する(Proof of concept) 段階まで開発を進めた時点を想定しています。

なお、国内で進めているSB623慢性期外傷性脳損傷プログラムについては、自社での販売を目指しています。

当社グループの収入形態

	収入形態	内容
A	契約一時金	ライセンス許諾の契約時の一時金として得られる収入。
B	マイルストーン収入	開発進捗に応じて設定したいくつかのマイルストーンを達成するごとに一時金として得られる収入。上市後は予め設定した売上マイルストンの達成ごとに一時金として得られる収入。
C	開発協力金	開発費用のうち、ライセンスアウト先負担分として得られる収入。
D	ロイヤルティ収入	製品売上のうち、ロイヤルティとして一定割合を得られる収入。
E	製品供給収入	製品供給の対価として得られる収入。

当社グループの収入は、開発段階においては、(A) 契約一時金、(B) マイルストーン収入、(C) 開発協力金のいずれか、又はすべてで構成されます。製品上市後は、売上マイルストーンに関する(B) マイルストーン収入のほか、(D) ロイヤルティ収入及び(E) 製品供給収入が当社グループの主な収入形態となります。(D) 及び(E) は製品売上の一定割合として支払われるため、製品売上に比例的に伸長することになります。



(3) 開発の状況

当社グループが手掛ける再生細胞薬

当社グループが開発を進める再生細胞薬はSB623（神経再生細胞、対象疾患は慢性期脳梗塞、慢性期外傷性脳損傷、慢性期脳出血、加齢黄斑変性、網膜色素変性、脊髄損傷、パーキンソン病、アルツハイマー病等）、SB618（機能強化型・間葉系幹細胞、対象疾患は末梢神経障害等）、SB308（筋肉幹細胞、対象疾患は筋ジストロフィー等）、MSC1（間葉系幹細胞、対象疾患はがん疾患等）、MSC2（間葉系幹細胞、対象疾患は炎症性疾患等）の5種類です。

当連結会計年度末時点での研究開発パイプラインの進捗状況を以下の表に示します。

当社グループでは、バックアップとなりうる製品を用意しつつも、主たる製品候補である再生細胞薬SB623（神経再生細胞）における各種対象疾患での開発を最優先に進める方針です。

細胞	対象疾患	研究	非臨床	フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ3	申請
SB623 慢性脳損傷	外傷性脳損傷	日本	→				→
		米国	→				→
	脳梗塞	→				フェーズ2b または 3 試験計画中(日本)*1	
	脳出血	→				フェーズ2b または 3 試験計画中(日本)*1	
SB623 網膜疾患	加齢黄斑変性(ドライ型)*2	→		Ocumension社と中華圏における業務提携			
	網膜色素変性*2	→		Ocumension社と中華圏における業務提携			
SB623	パーキンソン病	→					
	脊髄損傷	→					
	アルツハイマー病	→					
SB618	末梢神経障害等	→					
SB308	筋ジストロフィー	→					
MSC1	がん疾患	→					
MSC2	炎症性疾患*3	→		D&P社と業務提携			
	視神経炎*2	→		Ocumension社と中華圏における業務提携			

\*1: これまでの慢性期脳梗塞及び慢性期外傷性脳損傷の臨床試験で安全性が確認できているため、フェーズ2b臨床試験以降から開始。  
 \*2: OCUMENSION (HONG KONG) LIMITED社との共同開発  
 \*3: D&P Bioinnovations, Inc社と食道再生インプラントの開発及び臨床化に関する業務提携

SB623の概要

SB623は神経機能を再生する作用が期待される治療薬です。体の自然な再生プロセスを促進させ、失われた運動機能、感覚機能及び認知機能の再生をターゲットとしています。

当社グループが開発を手掛ける再生細胞薬は、患者本人の細胞を処理して再度患者に戻す形態の医療サービス（自家移植の再生医療）ではなく、健康なドナーから採取した細胞を加工・培養して均質な細胞を大量製造して製品化した他家由来の医薬品です。同一の製品で多くの患者を同様に治療できるため、製品承認取得後には迅速な普及が見込まれます。健康者の骨髄液から得られるMarrow Adherent Stem Cells (MASC細胞) に、Notch-1遺伝子を一過性に導入し、さらに培養して得られる細胞を分注して凍結保存した神経再生細胞が最終製品SB623です。

SB623は慢性期外傷性脳損傷や慢性期脳梗塞等の脳神経疾患の場合には、定位脳手術と呼ばれる既に脳神経外科では広く普及した手技により、局所麻酔で安全に投与可能です。長期入院も不要で、臨床試験では、投与翌日には退院している被験者もいます。投与に当たっては免疫抑制剤も不要で、通常の医薬品と同様に、同一の製品を全ての患者を対象に使用することが可能です。

作用メカニズムについては、複合的な作用で神経機能の再生を促進しているものと考えられます。投与したSB623は、投与後約1～2カ月間の比較的早い時期に液性の神経栄養因子や不溶性の細胞外マトリクスを分泌することで、体の自然な再生プロセスを促進させていると考えられます。具体的には(A)神経保護(神経細胞をまもる。)、(B)神経新生(神経細胞をつくる。)、(C)血管新生(血管をつくる。)、(D)抗炎症(炎症を抑える。)、(E)バイオブリッジの形成(成人の脳の奥深いところに僅かに存在する神経細胞の元である神経幹細胞を誘引ないしは増幅する。)等複合的に作用することを示唆するデータが確認されています。

特に、上記作用メカニズムのうち(E)については、通常、脳が損傷を受けた場合、損傷部位で新たに神経細胞が作られることはありませんが、同じ条件下でSB623を損傷部周辺に移植すると、その作用により、脳の奥深くに僅かに存在していた神経幹細胞が誘引ないしは増幅され損傷部位まで到達できるようになります。この結果、損傷部位で新たな神経細胞が作られることとなります。こうした作用データが非臨床試験(In Vivo試験)において確認されています。



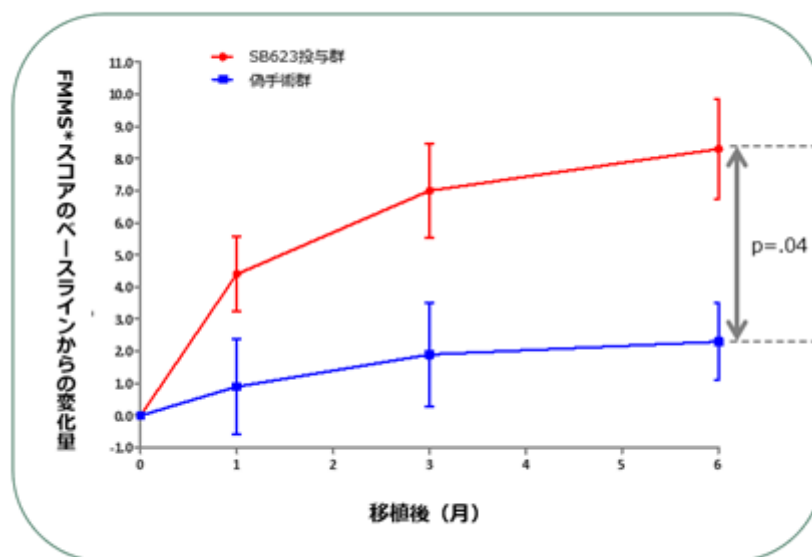
SB623 慢性期外傷性脳損傷プログラムの開発状況

外傷性脳損傷は、交通事故や転倒などで頭に強い衝撃が加わり、脳が傷つくことによって起こる疾患です。脳の損傷によって、半身の麻痺や感覚障害・記憶障害等の高次脳機能障害症状が起こります。外傷性脳損傷ではリハビリ等による改善を期待できる期間は損傷後1年程度にとどまり、それを超えると有効な治療法が存在しないとされています。

当社グループでは、慢性期脳梗塞用途のフェーズ1 / 2aにおいてSB623の安全性が示唆されたことを受けて、外傷性脳損傷を対象とした臨床試験については、フェーズ2から開始しました。日米を含むグローバル試験（二重盲検、被験者61名）として実施したフェーズ2試験については、2018年11月に「SB623の投与群は、コントロール群と比較して、統計学的に有意な運動機能の改善を認め主要評価項目を達成。」という良好な結果を得ました。本試験結果を踏まえて、2019年4月に厚生労働省より「先駆け審査指定制度」の対象品目の指定を受け、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）と協議を重ね、2022年1月末日までに先駆け総合評価相談を完了し、2022年3月に外傷性脳損傷後の運動機能障害の改善を効能、効果として、厚生労働省に対して再生医療等製品製造販売承認申請を行いました。

慢性期外傷性脳損傷を対象としたSB623については、「先駆け審査指定制度」の対象品目指定に加え、厚生労働省から「希少疾病用再生医療等製品」の指定を、米国食品医薬品局（FDA）からは、RMAT（Regenerative Medicine Advanced Therapy）の指定を受けています。

慢性期外傷性脳損傷フェーズ2の6か月経過データ



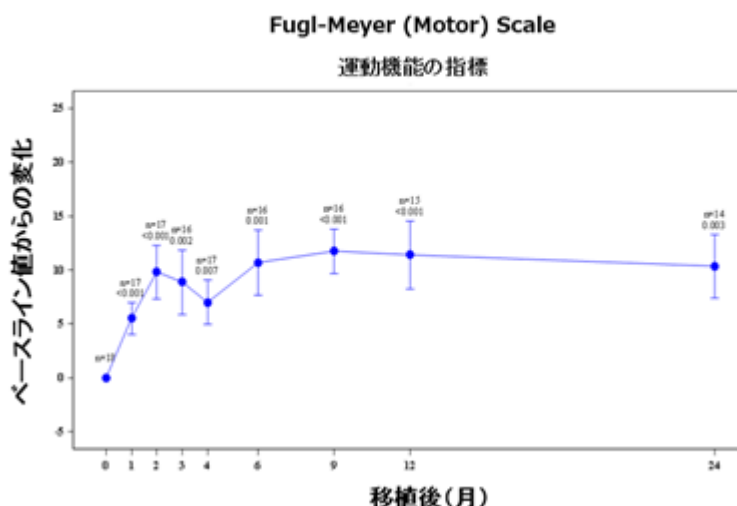
SB623 慢性期脳梗塞プログラムの開発状況

脳卒中は、脳の血管が詰まったり（脳梗塞）、破れたりして（脳出血）、その先の細胞に栄養が届かなくなり、細胞が死んでしまう疾患です。

発作後数時間までの急性期を過ぎるとリハビリ以外に対処方法が無く、さらに6か月を過ぎ慢性期に入ると大半の場合、それ以上の改善を期待することはできないとされています。

当社グループでは、2011年より、慢性期の脳梗塞患者に対して、SB623の安全性と有効性を評価するためのフェーズ1 / 2a臨床試験を米国にて実施し、この結果、SB623に起因する重篤な副作用は認められないこと（安全性）と、SB623が慢性期脳梗塞患者の運動機能を改善する可能性があること（有効性の示唆）が確認されました。

## 脳梗塞フェーズ1 / 2aの24か月経過データ



本フェーズ1 / 2a臨床試験に続き、2015年12月には、米国でのフェーズ2b臨床試験（二重盲検、被験者163名）を開始し、2019年1月に主要評価項目未達という解析結果を得ました。しかし、2020年9月には、STR-02試験の追加解析として、梗塞巣サイズが一定量未満の患者77名（当試験組み入れ患者全体の47%）を対象に、複合FMMSエンドポイントを用いてSB623の投与から6カ月後における有効性を評価したところ、偽手術群26名のうち19%の改善に対し、SB623投与群51名のうち49%において改善が見られ、統計学的に有意な結果（P値=0.02）を得ました。本追加解析結果を踏まえた臨床試験デザインの検討等、次の臨床試験の開始に向けた取り組みを進めていきます。

### その他のパイプラインの開発状況

#### SB623 慢性期脳出血プログラム

上記の慢性期外傷性脳損傷プログラムの良好な結果を受けて、外傷性脳損傷と類似性がある慢性期脳出血プログラムをパイプラインに追加しました。脳出血は、血管が詰まって引き起こされる脳梗塞に対して、血管が破れることで引き起こされる疾患であり、半身麻痺、感覚障害又は記憶障害等の症状が起りますが、現状では根治治療は存在していないとされています。当社グループとしては、現在、本プログラムの臨床試験は、フェーズ2又はフェーズ3からの開始を見込んで準備を進めています。

#### SB623 網膜疾患プログラム

SB623は強い神経保護作用を持つことから、網膜疾患への適応も期待されます。

対象となる網膜疾患の主なものとしては、加齢黄斑変性、網膜色素変性、緑内障などがあげられます。これらのうち、当社グループで最初に取り組んでいるのは加齢黄斑変性です。カメラでいえば光を感知するフィルムに相当する膜が網膜ですが、この中心部に黄斑とよばれる部分があり、ものを見るときに大切な働きをしています。加齢とともに黄斑が異常をきたし、徐々に網膜の細胞が死滅していく結果、視力が低下していくのがドライ型加齢黄斑変性です。患者数が多い一方、有効な治療法が存在せず、新たな治療法の確立が期待されています。

網膜疾患用途では初期臨床試験段階まで自社で開発を進めつつ製薬会社にライセンスアウトする方針の中、2020年3月に、Ocumention (Hong Kong) Limitedと中華圏（中国本土、香港、マカオ、台湾を含む。）における網膜色素変性症及び加齢黄斑変性症（ドライ型）等を対象疾患とした共同開発を行なう契約を締結しました。現在、Ocumention (Hong Kong) Limitedとの共同開発の枠組みの中で非臨床試験を開始し、臨床試験開始に向けたデータの取得を進めています。なお、中華圏以外の開発及び販売に係る権利は当社グループでのみ留保しています。

#### SB623 その他の疾患への展開

パーキンソン病、脊髄損傷では動物試験で良好な結果が得られており、今後は臨床試験の実施許諾に向けて必要な追加試験を実施します。アルツハイマー病等その他の疾患については非臨床試験（In Vivo試験）において適応可能性について検討していきます。

その他の用途においても、初期臨床試験段階まで自社で開発を進めつつ製薬会社にライセンスアウトする方針であるため、現段階において、開発及び販売に係る権利は当社グループでのみ留保しています。

SB618

再生細胞薬SB618もSB623と同様、神経機能を再生する作用が期待される治療薬ですが、SB618はSB623とは異なった特性を持っており、機能強化型の間葉系幹細胞です。

SB618は健康者の骨髄液を原料として独自の製法で大量培養し、分注して凍結保存することで最終製品となります。この点はSB623と同様ですが、途中の製法が異なります。骨髄液からMASC細胞を得るまでの、SB623と共有した上流の製造プロセスのあと、レチノイン酸や複数のサイトカインを添加しさらに培養します。このプロセスにより間葉系幹細胞の性質が変化し、SB618の独自性を生むものと考えています。SB618は、これまでに、末梢神経障害、脊髄損傷を対象とした非臨床試験（In Vivo試験）で効果が示唆されており、今後、末梢神経障害、脊髄損傷、多発性硬化症などを対象に開発を進めていきます。

SB308

再生細胞薬SB308は骨髄由来の筋肉幹細胞です。未だ研究段階ですが、将来的には筋ジストロフィーなどの疾患への応用を視野に開発を進めます。

筋ジストロフィーは、筋肉が壊死・変性し、次第に筋力低下が進行して行く病気です。その中でも最も多いデュシェンヌ型筋ジストロフィーは、筋肉の細胞骨格をつくるジストロフィンが遺伝子異常により作られなくなってしまうことにより起こります。有効な治療法は存在せず、筋力低下による呼吸障害や、心臓の機能障害により若くして亡くなるケースが大半を占めます。SB308は、筋ジストロフィーの非臨床試験（In Vivo試験）で、その応用可能性が示唆されています。

MSC1・MSC2

2018年9月にMSC1、MSC2という間葉系幹細胞由来の細胞治療薬に関する特許ポートフォリオを他社から取得しました。間葉系幹細胞の細胞膜上に存在する特定のToll様受容体を刺激することで、間葉系幹細胞の特徴である安全性及び忍容性を維持したまま抗炎症機能を増強する技術及び炎症機能を増強する技術です。

炎症機能を高めたMSC1は、通常の間葉系幹細胞が腫瘍の成長に促進的に働くのに対し、腫瘍の成長を減衰させることが非臨床試験で確認されており、がん治療薬としての開発が期待できます。高い抗炎症作用を有するMSC2は、視神経炎、多発性硬化症やクラッペ病といった脱髄疾患、糖尿病性神経障害、関節リウマチ、クローン病等の炎症性疾患に対する治療薬としての開発が期待されており、2020年3月に、Ocumension（Hong Kong）Limitedと中華圏（中国本土、香港、マカオ、台湾を含む。）における視神経炎を適応疾患とした細胞薬の開発及び販売権の取り決めをしました。

#### パートナー製薬会社との契約の締結状況

当社グループは、2020年3月にOcumension（Hong Kong）Limitedと眼科領域における再生細胞薬の研究・開発・商業化を目的として、SB623及びMSC2に関して、業務提携契約を締結しました。また、2021年11月にはD&P BioinnovationsとMSC2細胞を利用した食道再生インプラントの開発及び商業化に関する業務提携契約を締結しました。それぞれの契約において、製品販売前の臨床試験段階における当社グループの収入形態及び製品販売段階における販売権の取り決めがなされています。

今後も、当社グループの保有するパイプラインにおける開発権及び販売権について、パートナー製薬会社との提携のみならず、自社販売の可能性も含め検討していきます。

#### （4）事業の特徴

収益性の確保に向けた取り組み

##### （ ）他家移植であること

一般に再生医療は、自家移植と他家移植に分けられます。

自家移植の再生医療は、患者の細胞や組織を処理して再度患者本人に戻す形態の治療法です。この場合、細胞調製に手間がかかる、費用が高額化する等、実用化に当たっての課題が存在しています。一方、当社グループが開発を進める再生細胞薬は、他家移植であり、ドナー（細胞提供者）の細胞を処理し、均質の細胞を量産化した医薬品であり、同一の製品で多くの患者を治療できるモデルとなっています。

##### （ ）量産化技術が確立されていること

ドナーの骨髄液を培養して、均質な製品を大量に製造し、これを凍結保存して輸送し、融解して投与できる技術が確立されています。

なお、当社グループが開発を進める再生細胞薬は、もともと体内に存在する骨髄液由来の間葉系幹細胞を細胞源としているため、安全性に優れており、増殖性の高いES細胞やiPS細胞由来の細胞と比較してがん化のリスクも低いと認識しています。また、倫理的な点が懸念されるES細胞由来又は中絶胎児由来の細胞に対して、健康者の骨髄液由来のSB623は、臨床現場で抵抗なく受け入れられるものと考えています。

( ) 製品供給権が確保されていること

他社からライセンス導入して研究開発を行う創薬ベンチャー企業の場合、多くはパートナー製薬会社が製造を担い、自社で製品供給権を保有していないため、製品販売後は製品販売に伴うロイヤルティ収入のみとなります。

一方、当社グループの再生細胞薬は、他社からのライセンス導入品ではなく、基礎段階から自社で研究開発を行ってきた当社独自の製品となっています。

そのため、当社グループでは、パートナー製薬会社との関係において製品の製造を担うため、製品販売後は製品販売に伴う(D)ロイヤルティ収入に加え、製品供給の対価として支払われる収入を獲得することができます。

対象となる患者数の多さ

当社グループが手掛ける再生細胞薬は、従来の医療では対応できなかった(アンメットメディカルニーズの高い)中枢神経系疾患を対象としているため、対象患者数が多いことが見込まれます。例えば、米国における外傷性脳損傷の患者数は約550万人、脳梗塞は約685万人と推計しています。

外傷性脳損傷及び脳梗塞のほか、脳出血、加齢黄斑変性、網膜色素変性、脊髄損傷、パーキンソン病及びアルツハイマー病等、既存の医療・医薬品では対処できない多くの中枢神経系疾患に対して、再生細胞薬は機能の再生を促す新しい治療薬として期待され、製品開発に成功すれば新たな医薬品分野を切り拓くことに貢献できるものと考えています。

販売に必要な知的財産を自己保有

当社グループでは、開発及び製品販売に伴う、収入の極大化を目指すため、再生細胞薬の事業化に必要な知的財産を全て自社で取得することを基本方針としており、開発を進めている再生細胞薬(SB623、SB618、SB308、MSC1、MSC2)の特許は基本的に全て自社で保有しています。

2015年3月3日に当社グループの再生細胞薬SB623に関する物質特許が米国において承認されました。当社は、独自の細胞薬「SB623」及びその後続開発品について、物質特許のみならず、製造・用途に係る特許、及び周辺特許も取得しており、今後も引き続き競争力の源泉となる知的財産権確保に努めています。

特許取得地域については、開発を進捗させている日本及び米国に加え、今後、開発を進める予定の欧州、中国、カナダ、オーストラリア、香港、シンガポール等にて権利を取得済みであり、世界各地における製品販売に向けた基盤の整備を進めています。

SB623関連の特許取得地域

米国、日本、イギリス、ドイツ、スペイン、フランス、イタリア、カナダ、韓国、香港、オーストラリア、中国、シンガポール、他

(5) 今後の展開

国内SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムについては、製造販売承認の早期取得に向けて、当局による審査に迅速に対応していきます。また、承認後のSB623の国内普及に向けた製造・物流・販売体制の構築も並行して推進していきます。

その後、脳梗塞プログラムと脳出血プログラムの国内における臨床試験の開始に向けた取り組みを進めていきます。両プログラムの具体的な臨床試験デザインや開発内容については、確定次第速やかに公表する予定です。SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムのグローバル展開についても、他社との提携等のオプションを含め、臨床試験の開始に向けた準備を進めていきます。

このほか、SB623の適応疾患拡大として、すでに非臨床試験(In Vivo試験)で良好な結果が得られている網膜疾患(加齢黄斑変性、網膜色素変性等)、脊髄損傷、パーキンソン病といった疾患領域に関しては、臨床試験の実施許諾に向けて必要な追加試験を実施していきます。さらに、将来的には、アルツハイマー病やその他の疾患について、非臨床試験(In Vivo試験)で適応可能性について検討していきます。

<用語解説>

番号	用語	意味・内容
1	マイルストーン	医薬品を開発する際に段階的に設定される、開発状況の進捗の節目のこと。
2	ライセンスアウト	自社の開発権、販売権などの権利を他社に使用許諾すること。
3	ロイヤルティ	医薬品販売後に、医薬品の売上高に応じて権利の保有者に支払われる使用料のこと。
4	上市	研究開発を経て承認された新薬を、製品として市場に出すこと。
5	再生細胞薬	病気・事故等で失われた機能を再生する効果を持った細胞医薬品のこと。患者様本人の細胞をプロセスする自家移植と異なり、健常者から提供された細胞を原料に製造される医薬品であり（同種移植）、安価に大量製造できるため、迅速な普及が見込まれるとともに、高収益な事業が実現できるところに特徴がある。
6	細胞調製	ヒト幹細胞等に対して、その細胞の本来の性質を改変しない操作や加工（人為的な増殖、細胞の活性化を目的とした薬剤処理、生物学的特性改変操作など）を施す行為をいう。
7	フェーズ	有効性と安全性を調べるための臨床試験（治験）における段階のこと。フェーズ1からフェーズ3の3段階がある。
8	米国食品医薬品局（FDA）	U.S. Food and Drug Administration。食品や医薬品等の許可や取締り等の行政を行う、アメリカ合衆国の政府機関のこと。
9	分注	一定量で少量ずつに分けること。
10	免疫抑制剤	免疫系の活動を抑制するための薬剤。主に拒絶反応の抑制に用いられる。
11	神経栄養因子	神経細胞へ栄養を送り届け、神経の機能の維持や成長などの要因となっているもの。
12	細胞外マトリクス	生体組織のうち細胞以外の部分。単なる構造体でなく、細胞の挙動に多大な影響を与える生物学的機能も有しているもの。
13	パイプライン	新薬誕生に結びつく開発中の医療用医薬品候補化合物（新薬候補）。
14	INDミーティング	Investigational New Drug Exemption。前臨床試験から臨床試験に移行しようとしている新医薬品候補品目について、前臨床試験結果等の情報をまとめた資料、すなわち、臨床試験実施のための申請資料を提出することを指す。臨床試験の開始に際して、INDを提出し、米国食品医薬局より試験実施の承諾を得ることが義務付けられている。
15	先駆け審査指定制度	2014年6月に厚生労働省における「世界に先駆けて革新的医薬品等の実用化を促進するための省内プロジェクトチーム」において発表された「先駆けパッケージ戦略」に基づき新たに設けられた制度であり、世界に先駆けて日本で開発され、早期の治験段階で顕著な有効性が見込まれる革新的な医薬品について、優先審査をする制度。

番号	用語	意味・内容
16	RMAT	Regenerative Medicine Advanced Therapy。米国における21st Century Cures Act (21世紀治療法)のもとに設立され、アンメットメディカルニーズがある重篤な疾患に対する再生医療であり、臨床試験において一定の効果を示した治療法を対象として、米国食品医薬品局 (U.S. Food and Drug Administration : FDA) より指定されるもの。
17	欧州医薬品庁 (EMA)	European Medicines Agency。EUにおいて医薬品認可制度が施行された1995年にロンドンに設置されたEUの機関であり、人間及び動物用医薬品の評価及び管理を行う。
18	先端医療医薬品 (ATMP)	Advanced Therapy Medicinal Product。遺伝子、組織、又は細胞に基づいたヒト用の薬であり、指定については EMA の先進療法委員会 (Committee for Advanced Therapies : CAT) によって決定される。ATMPを用いた治療は、その病気や怪我の治療に対し画期的で新しい好機を提供する。
19	医薬品医療機器総合機構 (PMDA)	Pharmaceuticals and Medical Devices Agency。医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の救済を図り、医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行う、厚生労働省所管の独立行政法人。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) SanBio, Inc. (注)1	アメリカ合衆国 カリフォルニア州	120,026 千米ドル	他家幹細胞を用いた 再生細胞事業	100.0	役員の兼任あり 資金援助あり
SanBio Asia Pte. Ltd. (注)2	シンガポール	513 千シンガポールドル	医薬品のグローバル 供給、アジア地域に おける医薬品販売及 び事業開発	100.0	役員の兼任あり 資金援助あり

(注)1. 特定子会社に該当しております。

2. SanBio Asia Pte. Ltd.は、2023年3月31日をもって解散しており、2023年8月に清算を完了する予定です。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2023年1月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
他家幹細胞を用いた再生細胞事業	41
報告セグメント計	41
全社(共通)	24
合計	65

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、役員は含みません。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、経営管理部等の間接部門に所属しているものであります。
3. 従業員数が前連結会計年度末と比べて24名減少しておりますが、その主な理由は、当社子会社SanBio, Inc.における組織再編に伴う人員削減の実施によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

2023年1月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
37	47.0	2.3	11,897,000

セグメントの名称	従業員数(人)
他家幹細胞を用いた再生細胞事業	20
報告セグメント計	20
全社(共通)	17
合計	37

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、役員は含みません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、経営管理部等の間接部門に所属しているものであります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は安定しております。



## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

##### 会社の経営の基本方針

再生細胞医薬品の研究開発及び製造を営む当社グループは、「再生医療の開発を通して、患者さんをはじめとしたステークホルダーの皆さまへ価値を提供する」ことをコーポレート・ミッションに掲げ、再生医療分野でのグローバルリーダーを目指し、再生細胞医薬品の研究開発に取り組んでいます。早期に開発品の上市を実現することにより、一日も早く患者さんのQOL (Quality of Life) 向上に寄与し、豊かで幸せな社会の実現に貢献していきます。

#### (2) 経営戦略等

##### 目標とする経営指標

当社グループでは、一日も早い再生細胞医薬品の上市を実現するため、研究開発から臨床開発、そして市販後を見据えた製造販売体制の樹立まで一連のプロセスを確実かつスピーディに推進していくことが、最も重要な経営課題と考えています。現在、当社独自の再生細胞薬であるSB623については、国内慢性期外傷性脳損傷を対象とした開発プログラムを最優先に進めていますが、今後、他のパイプラインの推進、拡充を図っていくことも、経営の安定化及び企業価値の増大に不可欠です。従いまして、研究開発段階にある現在の当社グループにおいては、ROAやROEといった経営指標を目標とはせず、開発プログラムの進捗及びパイプラインの拡充に目標をおき事業活動を推進しています。

##### 中長期的な経営戦略

当社グループの中長期における最重要課題としては、まずは慢性期外傷性脳損傷を対象とした再生細胞薬SB623の製造販売承認取得を早期に実現し患者の皆さまへ提供することですが、当該SB623は、慢性期外傷性脳損傷以外にも、慢性期脳梗塞、慢性期脳出血、網膜疾患、パーキンソン病、及び脊髄損傷といった他の中枢神経疾患へ適応拡大できるものと考えており、中長期的にはそれらのプログラムの開発を推進していく予定です。また、治験実施実績のある米国と日本以外の欧州やアジアといった他の地域への拡大も重要な経営戦略の一つであり、開発の進捗にあわせて適宜取り組んでいきます。また、SB623に続く再生細胞薬として、多発性硬化症疾患に対する候補薬等も保有しており、長期的にそれらの開発にも取り組む予定です。再生医療のグローバルリーダーを目指す当社グループは、当社独自の再生細胞薬SB623の適応拡大及び地域の拡大、並びに新しい細胞医薬品のパイプライン拡充を通して、企業価値最大化を図っていきます。

#### (3) 経営環境

日本の再生医療業界においては、2014年11月に施行された再生医療安全性確保法及び改正薬事法によって、再生医療の産業促進化が進むなか、2021年には過去最多となる5品目が再生医療等製品としての製造販売承認を取得しました。また、米国においては、2016年12月に可決された21st Century Cures Act (21世紀治療法)のもと、重篤な疾患の治療を目的とした再生医療製品の迅速承認を可能とするRMAT (Regenerative Medicine Advanced Therapy) 指定制度が設けられ、2021年にはRMAT指定品目として初のBLA (Biologics License Application) 承認取得を含むRMAT指定3品目がBLA承認を取得しました。2022年にはRMAT指定品目のBLA承認取得はありませんでしたが、14品目が新たにRMAT指定を受けました。このように、2022年は日本及び米国において再生医療の実用化に向けた継続的な進展が見られました。

#### (4) 会社の対処すべき課題

全世界で再生医療の産業化が進むなか、各国でも国レベルの取り組みがされています。国内でも、再生医療を政府の成長戦略のひとつとして、この分野における科学・基礎研究への手厚い支援及び助成金の実施や、薬事法を改正し再生医療等製品への法制度の見直しが行われてきました。このような環境のなかで、当社グループは、再生細胞医薬品SB623の製造及び販売の開始をグローバルで目指すため、次の対処課題に取り組んでいきます。

#### 国内SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの承認取得及び販売開始

国内SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムについては、2022年1月までに先駆け総合評価相談を終了し、2022年3月に当社初となる再生医療等製品製造販売承認申請を完了しました。承認時期は当社で決められるものではありませんが、承認取得に向けて、規制当局による審査対応及び収量に関する課題（申請時点と比較して収量が減少）への対応を進め、今期中の承認取得を目指します。

#### 市販後の製造・物流・販売体制の構築

上述した国内SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの進捗状況を踏まえ、従来の医薬品とは性質の異なる再生医療等製品の安定供給及び適正使用の実現に必要な製造・物流・販売体制の構築を開始しています。厳格な品質管理下で確実に製品を患者さまへお届けするための流通管理システム（R-SAT®システム）の株式会社スズケンとの共同開発を含む、安定供給体制の構築を進めていきます。また、医療機関への製品情報提供資材の作成及び提供体制の整備、患者適格性判定システムの開発等、適正使用推進体制の構築に努めていきます。

#### 研究開発パイプラインの進捗・拡充

研究開発型企業における事業の継続的な成長のために重要な研究開発パイプラインの推進に向けて取り組みを進めていきます。SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムについては、上述の国内での対応に加え、海外での臨床試験の開始について検討を進めていきます。SB623慢性期脳梗塞プログラム及び慢性期脳出血プログラムについては、国内における臨床試験の開始に向けての取り組みを海外に優先して進めていきます。その他の研究・非臨床試験段階のプログラムについては、引き続き、臨床試験の開始に向けたデータの取得に努めていきます。

#### 資金調達

当社グループは、上記のとおり、慢性期外傷性脳損傷、慢性期脳梗塞及び慢性期脳出血を対象としたSB623の上市を加速するために、またそれ以外のパイプラインを進捗させるために、資金調達を確実に行っていく必要があります。そのため、当社は、資金調達手段の確保・拡充に向けて、株式市場からの必要な資金の獲得や銀行からの融資、補助金等を通じて、必要な資金調達の多様化を図っていきます。

#### 人材の獲得

当社グループは、コア・コンピタンスとなる研究開発及び製造プロセスのデザイン等は自社で行い、臨床試験及びその治験薬自体の製造の業務等は外部協力業者を活用するなど効率的に行っています。現在は小規模組織での運営を行っていますが、開発の加速、市販後体制の構築、パイプラインの拡大・進捗等に応じて、今後も、適切かつ十分な人材の確保・維持に努めていきます。

## 2【事業等のリスク】

当社グループの事業運営及び展開等について、リスク要因として考えられる主な事項を以下に記載しております。中には当社グループとして必ずしも重要なリスクとは考えていない事項も含まれておりますが、投資判断上、もしくは当社グループの事業活動を十分に理解する上で重要と考えられる事項については、投資家や株主に対する積極的な情報開示の観点からリスク要因として挙げております。

当社グループはこれらのリスクの発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えます。また、これらは投資判断のためのリスクを全て網羅したものではなく、更にこれら以外にも様々なリスクを伴っていることにご留意頂く必要があると考えます。なお、文中の将来に関する記載は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 医薬品の研究開発、医薬品業界に関するリスク

#### 新薬開発の不確実性

医療用医薬品の開発には多額の研究開発投資と長い時間を要しますが、臨床試験で有効性や安全性を確認できないこと等により研究開発が予定通りに進行せず、開発の延長や中止の判断を行うことは稀ではありません。また、日本国内はもとより、海外市場への展開においては、各国の薬事関連法規等の法的規制の適用を受けており、新薬の製造及び販売には各国別に厳格な審査に基づく承認を取得しなければならないため、有効性、安全性、及び品質等に関する十分なデータが得られず、予定していた時期に上市ができず延期になる、又は上市を断念する可能性があります。これは当社グループのパイプラインを他社にライセンスアウトした場合も同様であり、当社グループが研究開発を行った医療用医薬品候補及び他社にライセンスアウトした医療用医薬品候補の上市が延期又は中止された場合、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 再生細胞薬の開発に関するリスク

##### 1) 先端医療に関する事業であることに由来するリスク

再生細胞薬は世界的にまだ本格的な普及段階に至っておらず、日本国内では現在でも再生細胞薬が属する再生医療等製品として当局から製造販売承認を受けたものは十数品目に限られ、現時点では主に特定の医療機関や研究機関が用いる高度な医療技術として比較的限定された範囲で使用されております。

こういった現状の背景には、最先端の医療・医薬品に特有の課題やリスクが存在します。まず再生細胞薬の基盤となる学問や技術が急速な進歩を遂げている中で再生細胞薬そのものに関する研究開発も非常に速いスピードで進んでおり、日々新しい研究開発成果や安全性・有効性に関する知見が生まれてきております。当社グループの基盤技術である同種移植の再生細胞薬は現時点では新規性の高い再生医療技術であり、また学術的に見ても安全性・有効性・応用可能性ともに他の再生細胞薬よりも優れていると自負しておりますが、一方で常に急激な技術革新の波に追い越されるリスクや想定していない副作用が出るリスクが存在し、またそのために当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

##### 2) 法規制改正・政府推進政策等の変化に由来するリスク

再生細胞薬に関連する法規制についても、最新の技術革新の状況に対応すべく常時変更や見直しが行なわれる可能性があります。例えば、法律・ガイドライン等の追加・改正により、これまで使用が認められてきた原材料が突然全く使用できなくなるといったリスクや当社グループの想定通りの内容で薬事承認が下りない又は薬事承認の取得に想定以上の時間を要するといったリスクも否定できません。また世界的な医療費抑制の流れの中で、当社が想定している製品価値よりも低い薬価・保険償還価格となる可能性もあります。当然このような場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また現在、米国や日本をはじめとする医療先進国においては先端医療に係る各種の推進政策が実施されております。これらの推進政策は、当社が推進する再生細胞薬に大きな影響を与える可能性があります。その影響の内容・大きさはまだ定かではないことから、当社グループの今後の事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

##### 3) ヒト又は動物由来の原材料の使用に関するリスク

当社グループの再生細胞薬はヒト細胞・組織を利用したものであり、利用するヒト細胞・組織に由来する感染の危険性を完全に排除し得ないことなどから安全性に関するリスクが存在するとされています。また当社グループの再生細胞薬は、原材料や製造工程で使用する培地に動物由来原料を使用しており、この動物由来原料の使用によって未知のウイルスによる被害等が発生する可能性を否定できません。当社の再生細胞薬を患者の体内に移植することにより、そのような事態が発生した場合、当社グループの事業戦略及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 副作用発現、製造物責任

医薬品には、臨床試験段階から更には上市後において、予期せぬ副作用が発現する可能性があります。当社グループは、こうした事態に備えて、各種賠償責任に対応するための適切な保険に加入しておりますが、最終的に当社グループが負担する賠償額の全てに相当する保険金が支払われる保証はありません。また、当社グループに対する損害賠償の請求が認められなかったとしても、請求等がなされたこと自体によるネガティブ・イメージにより、当社グループ及び当社グループの製品に対する信頼に悪影響が生じる可能性があります。これら予期せぬ副作用が発現した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響が及ぶ可能性があるとともに、社会的信頼の失墜を通じて当社グループの事業展開にも重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 競合

医薬品業界は、国際的な巨大企業を含む国内外の数多くの企業や研究機関等による激しい競争状態にあり、その技術革新は急速に進んでいる状況であります。これら競合相手との競争において必ずしも当社グループが優位性をもって継続できるとは限らず、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動における競争の結果により、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 医療費抑制策

当社グループの再生細胞薬SB623の最重要ターゲットである米国において、2010年3月に改定された医療保険改革法案等による先発医薬品への価格引下げ圧力のほか、低価格のジェネリック医薬品の使用促進も進んでいます。また、日本国内においても、政府は増え続ける医療費に歯止めをかけるため、医療費の伸びを抑制していく方針を示しており、定期的な薬価引き下げをはじめ、ジェネリック医薬品の使用促進等が進んでいます。今後の医療費政策の動向が当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 外部協力業者への依存

当社グループは、コア・コンピタンスとなる研究開発及び製造プロセスのデザイン等は自社で行いますが、非臨床試験や臨床試験の実施及び再生細胞薬の製造業務等はCRO（医薬品開発業務受託機関）やCMO（医薬品製造受託機関）といった外部協力業者に委託しています。外部協力業者とは、当社グループの事業活動に必要な支援を得られるよう、契約及び密なコミュニケーションを通して、強固な協力体制を構築しています。しかしながら、外部協力業者の置かれている事業環境の変化等により、当社グループの望む支援が得られない事態が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 事業遂行上のリスク

#### 収益モデルの不確実性

当社グループは、大手製薬企業等との共同開発及び販売権ライセンスアウトによる収益モデルを基本とした事業を遂行しています。

しかしながら、このような収益モデルは、相手先企業の経営方針の変更や経営環境の極端な悪化等の、当社がコントロールし得ない何らかの事情により、期間満了前に終了する可能性があります。今後、このような収益モデルで事業が遂行された場合において、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、製品上市前の収益モデルとして、所定の成果達成に基づくマイルストーン収益を見込む場合がありますが、この発生時期は開発の進捗に依存した不確定なものであり、開発の進捗次第で、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループでは今後、この収益モデルによる不確実性を低減させるため、複数のパイプラインをライセンスアウトしていく方針ですが、それらの収益化についても、開発の進捗に依存した不確定なものであり、これらの開発に遅延が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 小規模組織及び少数の事業推進者への依存

当社グループは、2023年1月末現在、取締役3名、監査役3名（非常勤監査役2名を含む。）及び従業員37名、子会社従業員28名の小規模組織であり、現在の内部管理体制はこのような組織規模に応じたものとなっています。今後、業容拡大に応じて内部管理体制の拡充を図る方針であります。

また、当社グループの事業活動は、当社グループの創業者である代表取締役会長川西徹及び代表取締役社長森敬太をはじめとする現在の経営陣、事業を推進する各部門の責任者及び少数の研究開発人員に強く依存するところがあります。そのため、常に優秀な人材の確保と育成に努めていますが、人材確保及び育成が順調に進まない場合、並びに人材の流出が生じた場合には、当社グループの事業活動に支障が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 知的財産権

当社グループでは研究開発をはじめとする事業展開において様々な知的財産権を使用しており、これらは当社所有の権利であるか、あるいは適法に使用許諾を受けた権利であるものと認識しています。

また、当社グループが保有している現在出願中の特許が全て成立する保証はありません。さらに、特許が成立した場合でも、当社グループの研究開発を超える優れた研究開発により、当社グループの特許に含まれる技術が淘汰される可能性は常に存在しています。当社グループの特許権の権利範囲に含まれない優れた技術が開発された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは他社の特許権の侵害を未然に防止するため、当社グループとして必要と考える特許の調査を実施しており、これまでに、当社グループの開発パイプラインに関する特許権等の知的財産権について第三者との間で訴訟が発生した事実はありません。しかし、当社グループのような研究開発型企業にとって知的財産権侵害の問題を完全に回避することは困難であり、第三者との間で知的財産権に関する紛争が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### 再生細胞薬SB623の日本における外傷性脳損傷適用での承認取得予定時期

当社グループは、日本の慢性期外傷性脳損傷プログラムにおいて、再生医療等製品としての製造販売承認の早期取得に向けて規制当局による審査に迅速に対応していく予定です。しかしながら、規制当局による審査の過程で何らかの予期せぬ事態が生じる等により、当社の想定通りに進まなかった場合には、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

#### SB623市販後の製造・物流・販売体制の構築

当社グループは、日米の慢性期外傷性脳損傷プログラムの開発状況を踏まえ、SB623市販後の製造・物流・販売体制の構築に着手しています。

しかしながら、SB623はヒト又は動物由来の原材料を使用し、新規性の高い再生医療技術に基づき製造される再生細胞薬であるため、一連の体制の構築において何らかの予期せぬ事態が生じる等により、当社の想定通りに進まなかった場合には、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に重大な影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 業績等に関するリスク

#### マイナスの繰越利益剰余金の計上

当社グループは、医薬品の研究開発を主軸とするベンチャー企業であります。医薬品の研究開発には多額の初期投資を要し、その投資資金回収も他産業と比較して相対的に長期に及ぶため、ベンチャー企業が当該事業に取り組む場合は、一般的に期間損益のマイナスが先行する傾向にあります。当社グループも、提携締結や開発の進捗に応じて契約一時金や開発マイルストーンなど一時的に収益が計上されることがあるものの、開発中の新薬の販売が開始されるまでは事業収益、当期純利益（損失）は不安定に推移する可能性があります。

当社グループは、SB623を始めとするパイプラインの開発を推し進めることにより、将来の利益拡大を目指しています。しかしながら、開発の進捗や結果によっては、将来において計画通りに当期純利益を計上できない可能性もあります。また、当社事業が計画通りに進展せず当期純利益を獲得できない場合には、繰越利益剰余金がプラスとなる時期が著しく遅れる可能性があります。

#### 収益計上が大きく変動する傾向

当社グループの事業収益は、SB623を始めとする現在開発中のパイプラインのライセンスアウト時の契約一時金及び開発進捗に伴うマイルストーン収入の有無に大きく影響されるため、その計上時期や金額によっては事業収益、当期純利益（損失）は不安定に推移する可能性があります。この傾向は、現在開発中のパイプラインが上市され安定的な収益基盤となるまで続くと思われまます。

## 資金繰り

当社グループは、研究開発型企業として多額の研究開発資金を必要とし、また研究開発費用の負担により長期にわたって先行投資の期間が続きます。この先行投資期間においては、継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなる傾向があります。当社グループも営業キャッシュ・フローのマイナスが続いており、かつ現状では安定的な収益源を十分に有していません。

また、当社グループの借入金には貸出コミットメント契約が含まれており、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結貸借対照表関係)」に記載の一定の財務制限条項及びその他の遵守事項が設定されています。これらのうちいずれかに抵触しかつ当社が期限の利益の喪失を回避するための手段を取ることができない場合、当社グループは当該借入金にかかる期限の利益を喪失し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

毎事業年度末時点では、翌期の事業計画に照らして十分な現金及び預金を保有しておりますが、安定的な収益源を確保するまでの期間においては、必要に応じて適切な時期に資金調達等を実施し、財務基盤の強化を図る方針です。必要なタイミングで資金を確保できなかった場合は、当社グループの事業の継続に重大な懸念が生じる可能性があります。

## 調達資金使途

当社グループは上場時の公募増資により調達した資金に加え、その後の間接金融や補助金の獲得などにより、医薬品の研究開発・SB623市販後の製造・物流・販売体制構築を中心とした事業費用に充当してきておりますが、新薬開発に関わる研究開発活動の成果が収益に結びつくには長期間を要する一方で、研究開発投資から期待した成果が得られる保証はなく、また予期せぬ事態により当社の計画に遅延が生じる場合もあり、その結果、充当した資金が期待される利益に結びつかない可能性があります。

## 新株発行による資金調達

当社グループは医薬品の研究開発型企業であり、将来の研究開発活動の拡大を見込み、増資を中心とした資金調達を機動的に実施していきます。2023年1月末日現在、2022年11月15日に発行した第三者割当による行使価額修正条項付第34回新株予約権(行使指定・停止指定条項付)が行使途中であり、未行使の新株予約権が行使された場合は、新たに4,530千株の新株式が発行され、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

## 新株予約権

当社グループは、当社取締役、監査役、従業員、当社子会社従業員及び社外協力者の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を確保する観点から、ストック・オプション制度を採用しています。会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主総会の承認を受け、当社取締役、監査役、従業員、当社子会社従業員及び社外協力者に対して新株予約権の発行と付与を行っています。

2023年1月末日現在における当社の発行済株式総数は64,076千株であり、これら新株予約権の権利が行使された場合は、新たに549千株の新株式が発行され、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。また、今後も優秀な人材の確保のため、同様のインセンティブ・プランを継続する可能性があります。従って、今後付与される新株予約権が行使された場合にも、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

## 配当政策

医薬品の研究開発には多額の初期投資を要し、その投資回収も長期に及ぶ傾向にあり、当社グループも、提携締結や開発の進捗に応じて契約一時金や開発マイルストーンなど一時的に収益が計上されることがあるものの、開発中の新薬の販売が開始されるまでは、業績は不安定に推移することが予想されます。

このような状況下においては、開発に優先的に経営資源を投入し早期に承認取得を実現することが企業価値向上、ひいては株主利益の最大化に繋がるものと考えています。

2023年1月期においては、会社法の規定上、配当可能な財政状態にはありません。また、翌連結会計年度についても配当は実施しない予定としております。

株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来、SB623をはじめとする現在開発中の新薬が上市され、その販売によって当期純利益が計上される時期においては、経営成績及び財政状態を勘案しながら、配当による利益還元の実施を検討したいと考えております。

#### 為替変動

当社グループの主たる事業である新薬の研究開発は、現在、米国子会社を中心として活動しております。米国子会社の取引通貨は米ドルであり財務諸表も当該通貨で作成されます。従いまして、連結財務諸表を作成する過程において、当該財務諸表は、外貨建取引等会計処理基準に沿って日本円に換算されるため、大幅な為替相場の変動があった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 国際税務に関連するリスク

当社グループは、2014年1月の「親子逆転」により、日本法人である当社、米国法人であるSanBio, Inc.より構成される資本関係となっております。このため、親子間の資本関係や取引関係から生ずる課税上の取扱いについては、国際税務、具体的には日米両国の税法及び日米租税条約の適用を受けることとなります。

上記のとおり、当社グループは、各国の税務につき、税理士等の専門家と顧問契約を締結し、当社グループに適用される税法に関して情報を収集し税務リスクの確認及び排除に努めておりますが、国際税務は複雑なため、当社グループに不利となる税務事象の発生の可能性、及び将来的に当社グループに不利となる国際税務関連の税制改正が行われる可能性を否定できません。その場合は、将来の税負担額が増加し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 新型コロナウイルス感染症に関するリスク

当社グループは、独自の再生細胞薬SB623の事業化を目指し、日米を中心に欧州なども含めたグローバルでの開発を進めています。

今般発生している新型コロナウイルス感染症の流行によって、当社グループの様々な事業活動が制約を受け、結果として当社グループの再生細胞薬SB623の開発と、その後の製造・物流・販売体制の構築に遅延が生じる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

##### a. 経営成績

日本の再生医療業界においては、2014年11月に施行された再生医療安全性確保法及び改正薬事法によって、再生医療の産業促進が進むなか、2022年には新たに3品目が再生医療等製品としての製造販売承認を取得し、これまでに承認された再生医療等製品の数は17品目になりました。また、米国においては、2016年12月に可決された21st Century Cures Act（21世紀治療法）のもと、重篤な疾患の治療を目的とした再生医療製品の迅速承認を可能とするRMAT（Regenerative Medicine Advanced Therapy）指定制度が設けられ、2021年にはRMAT指定品目として初のBLA（Biologics License Application）承認取得を含むRMAT指定3品目がBLA承認を取得しました。2022年にはRMAT指定品目のBLA承認取得はありませんでしたが、14品目が新たにRMAT指定を受けました。このように、2022年は日本及び米国において再生医療の実用化に向けた継続的な進展が見られました。

このような環境のもと当社グループは、アンメット・メディカルニーズが高い中枢神経系疾患を主な対象とし、当社グループ独自の再生細胞薬SB623の事業化を目指して、研究開発を進めました。

SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムについては、日本を含む国際共同フェーズ2臨床試験（被験者61名）にて、2018年11月に「SB623の投与群は、コントロール群と比較して、統計学的に有意な運動機能の改善を認め主要評価項目を達成。」という良好な結果を得て、2019年4月には、国内で厚生労働省より再生医療等製品として先駆け審査指定制度の対象品目の指定を受けました。当社は、当該指定以降、先駆け審査指定制度の枠組みにおいて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）との協議を進め、2022年1月に先駆け総合評価相談を終了し、2022年3月に当社初となる国内での再生医療等製品製造販売承認申請を完了しました。現在、承認取得に向けて、PMDAによる審査対応を行うとともに、承認後、速やかに販売を開始できるよう、販売体制構築に向けた準備を着実に進めていきます。承認時期は当社で決められるものではありませんが、今期中の承認取得を目指します。

慢性期外傷性脳損傷プログラムの良好な結果を受けて開始した慢性期脳出血プログラムについては、国内における臨床試験の開始に向けた取り組みを進めています。

SB623慢性期脳梗塞プログラムについては、主要評価項目未達となった米国でのフェーズ2b臨床試験（被験者163名）の追加解析結果を踏まえて、国内における臨床試験の開始に向けた取り組みを進めています。

このような状況のなか、当連結会計年度は、円安による費用増加、主要な費用項目におけるSB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの承認取得に向けた製造関連費用の増加、並びに、貯蔵品に計上していた商業生産用部材を研究開発利用としたことによる費用の増加等により、研究開発費6,118百万円、営業損失7,899百万円（前連結会計年度は営業損失6,620百万円）を計上し、また、為替相場の変動による為替差益が発生したため、営業外収益として為替差益3,326百万円を計上したことにより、経常損失4,698百万円（前連結会計年度は経常損失4,579百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失5,559百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失4,677百万円）となりました。

なお、当社グループは他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載を省略しています。

##### b. 財政状態

##### （流動資産）

当連結会計年度末の流動資産の残高は、6,967百万円（前連結会計年度末は5,351百万円）となり、前連結会計年度末に比べて1,615百万円増加いたしました。これは、貯蔵品が467百万円減少した一方で、現金及び預金が2,175百万円増加したことが主な要因であります。

##### （固定資産）

当連結会計年度末の固定資産の残高は、77百万円（前連結会計年度末は159百万円）となり、前連結会計年度末に比べて81百万円減少いたしました。これは、無形固定資産が64百万円減少したことが主な要因であります。

##### （流動負債）

当連結会計年度末の流動負債の残高は、1,090百万円（前連結会計年度末は1,463百万円）となり、前連結会計年度末に比べて372百万円減少いたしました。これは、1年内返済予定の長期借入金が244百万円、未払費用が137百万円減少したことが主な要因であります。

##### （固定負債）



当連結会計年度末の固定負債の残高は、1,525百万円（前連結会計年度末は2,012百万円）となり、前連結会計年度末に比べて486百万円減少いたしました。これは、繰延税金負債が860百万円増加した一方で、長期借入金が1,347百万円減少したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末の純資産合計は、4,428百万円（前連結会計年度末は2,035百万円）となり前連結会計年度末に比べて2,393百万円増加いたしました。これは、親会社株主に帰属する当期純損失5,559百万円の計上、為替換算調整勘定が3,272百万円減少した一方で、新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ5,552百万円増加したことが主な要因であります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、6,675百万円（前連結会計年度末は4,557百万円）となり、前連結会計年度末に比べて2,118百万円増加いたしました。

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動に使用した資金は7,434百万円（前連結会計年度は6,546百万円の支出）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失4,697百万円、為替差益3,380百万円、貯蔵品の減少額510百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動に使用した資金は10百万円（前連結会計年度は66百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出7百万円、敷金の差入による支出3百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動に使用した資金は9,445百万円（前連結会計年度は1,495百万円の支出）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出1,592百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入10,956百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

該当事項はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、今般発生している新型コロナウイルス感染症の流行が、会計方針及び見積り並びに経営成績等に与えた影響は軽微でありました。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表において、損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において、過去の実績や判断時点で入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末の流動資産の残高は、6,967百万円（前連結会計年度末は5,351百万円）となり、前連結会計年度末に比べて1,615百万円増加いたしました。これは、貯蔵品が467百万円減少した一方で、現金及び預金が2,175百万円増加したことが主な要因であります。

(固定資産)

当連結会計年度末の固定資産の残高は、77百万円（前連結会計年度末は159百万円）となり、前連結会計年度末に比べて81百万円減少いたしました。これは、無形固定資産が64百万円減少したことが主な要因であります。

(流動負債)

当連結会計年度末の流動負債の残高は、1,090百万円（前連結会計年度末は1,463百万円）となり、前連結会計年度末に比べて372百万円減少いたしました。これは、1年内返済予定の長期借入金が244百万円、未払費用が137百万円減少したことが主な要因であります。

(固定負債)

当連結会計年度末の固定負債の残高は、1,525百万円（前連結会計年度末は2,012百万円）となり、前連結会計年度末に比べて486百万円減少いたしました。これは、繰延税金負債が860百万円増加した一方で、長期借入金が1,347百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産合計は、4,428百万円（前連結会計年度末は2,035百万円）となり前連結会計年度末に比べて2,393百万円増加いたしました。これは、親会社株主に帰属する当期純損失5,559百万円の計上、為替換算調整勘定が3,272百万円減少した一方で、新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ5,552百万円増加したことが主な要因であります。

b. 経営成績の分析

(営業損益)

当連結会計年度における営業損失は、研究開発費6,118百万円、その他の販売費及び一般管理費1,781百万円の計上により、7,899百万円（前連結会計年度は営業損失6,620百万円）となりました。

(経常損益)

当連結会計年度における経常損失は、営業外収益として為替相場の変動による為替差益3,326百万円の計上により、4,698百万円（前連結会計年度は経常損失4,579百万円）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純損益)

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純損失は5,559百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失4,677百万円）となりました。

c. キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 3 . 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

d. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 . 事業等のリスク」をご参照ください。

e. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は、再生細胞薬SB623の製品化の実現に向けて、先行して研究開発に資金を充当しています。当連結会計年度は、円安による費用増加、主要な費用項目におけるSB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの承認取得に向けた製造関連費用の増加、並びに、貯蔵品に計上していた商業生産用部材を研究開発利用としたことによる費用の増加等により、研究開発費6,118百万円を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローは、7,434百万円の支出となりました。また、第三者割当による行使価額修正条項付第32回新株予約権（行使指定・停止指定条項付）及び第34回新株予約権（行使指定・停止指定条項付）の発行、並びに、銀行借入の返済等により、財務活動によるキャッシュ・フローは、9,445百万円の獲得となりました。これらが資金の主な動きとなり、その結果、当連結会計年度の現金及び現金同等物の期末残高は、6,675百万円となりました。

4【経営上の重要な契約等】

カリフォルニア州再生医療機構（CIRM）との契約

契約会社名	相手先の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
SanBio, Inc. (連結子会社)	California Institute for Regenerative Medicine (CIRM)	米国	CLIN2:Part nering Opportunit y for Clinical Trial Stage Projects	2017年 9月12日	2017年8月1 日から右記 のAからCのい ずれかが完了 するまで	<p>契約対象            再生細胞薬SB623の慢性期脳梗塞            を対象とした米国でのフェーズ2b            臨床試験に対する補助金            補助金の受取総額            18.9百万ドル            補助金の受取条件            A 契約締結            ・4.5百万ドル            B 脳梗塞患者に対する組み入れ            達成度合            ・65% 4.9百万ドル            ・85% 4.1百万ドル            ・100% 4.5百万ドル            C 経過観察終了及びその最終報告            ・0.9百万ドル</p> <p>返済等の条件            A 開発が中止になった場合、費消済            の補助金は、返済不要。            B (一括返済オプション選択の場            合)(i)フェーズ3臨床試験期間            中に選択した場合、20百万ドルの            返済、(ii)FDAの販売承認取得時            に選択した場合、20百万ドルと利            息の支払い。            C (一括返済を選択しない場合)上            市の年から売上に対して2%のロ            イヤリティを10年間(又は最大            180百万ドルまで)支払い。</p>

## 5【研究開発活動】

当社グループでは、設立以来、病気・事故等で失われた機能の「再生」を促す効果を持った「細胞」医薬品、すなわち再生細胞薬の研究開発を行っています。

### (1) 研究開発体制

当社グループでは、米国子会社SanBio, Inc.を研究開発の主要拠点として、日米で再生細胞薬の開発を進めています。技術シーズは大学等の研究機関より導入し、製造プロセス開発、非臨床試験、臨床試験を当社グループで進めています。再生細胞事業では製造に係るノウハウ蓄積が競争上極めて重要であるため、製造プロセス開発は自社で実施しています。一方、非臨床試験の実施については、大学等の研究機関や研究受託機関への委託を活用しています。臨床試験については、当社グループによる自社開発も可能な体制を構築しつつ、製薬会社との共同開発、製薬会社へのライセンスアウトを積極的に活用する方針です。

### (2) 開発品の状況

開発品目に関する詳細は、「第1 企業の概況 3. 事業の内容」に記載していますのでご参照ください。

当連結会計年度末における当社グループの研究開発人員数は41名であり、研究開発費の総額は6,118百万円となりました。当社グループの研究開発費の主な内容は、SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムの承認取得に向けた製造関連の費用です。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は9百万円であり、主なものは再生医療等製品の包装・表示・保管に関する自社施設の設備等であります。

当社グループは、他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資の記載を省略しております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2023年1月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	建設仮勘定 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	他家幹細胞を用いた再生細胞事業	事業所設備	20,349	16,510	-	36,860	37
東京製造所 (東京都中央区)	他家幹細胞を用いた再生細胞事業	事業所設備	-	-	4,633	4,633	-

(注) 1．現在休止中の主要な設備はありません。

2．事業所(本社)は賃借しており、その年間賃借料は24,458千円であります。

##### (2) 在外子会社

2023年1月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	建設仮勘定 (千円)	合計 (千円)	
SanBio, Inc.	(アメリカ合衆 国カリフォルニア州)	他家幹細胞を用いた再生細胞事業	研究用機器 オフィス備品	250	6,119	-	6,370	27

(注) 1．現在休止中の主要な設備はありません。

2．事業所は賃借しており、その年間賃借料は57,434千円であります。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

特記すべき事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2023年1月31日)	提出日現在発行数 (株) (2023年4月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	64,076,202	64,846,202	東京証券取引所 (グロース)	完全議決権株式であり、株式としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	64,076,202	64,846,202	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2023年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第4回新株予約権

決議年月日	2013年12月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社取締役 1 子会社従業員 12
新株予約権の数(個)	50,000 [50,000] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 50,000 [50,000] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2014年1月2日 至 2022年12月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80 資本組入額 40
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。

但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数(但し、当社が保有する当社の株式の数を除く。)を変更する行為をする場合、当社は株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合比率}}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数(但し、当社が保有する当社の株式の数を除く。)を変更する行為をする場合、当社は株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(a) 原則として、割当日より満1年を経過した日において付与個数のうち4分の1にあたる個数について権利確定する。以後、1カ月経過毎に、割当日より満4年を経過する日まで、付与個数の36分の1にあたる個数について権利確定するものとする。

(b) 本新株予約権者が、従業員、取締役又はコンサルタント(以下「役務提供者」という。)でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内(但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで)に限り行使することができる。

(c) 本新株予約権者が、米国の1986年内国歳入法典(その後の改正を含む)第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間行使することができる。

(d) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内(但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで)に限り行使することができる。

本(注)3において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとする。



「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、( )当社の許可を得た退職又は( ) (a)当社の事務所間の移動若しくは(b)当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を次の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

(a) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(b) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(c) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(d) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

( )上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、( )交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(e) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(f) 交付する新株予約権の行使の条件

上記(注)3に定めるところと同様とする。

(g) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に定めるところと同様とする。

第5回新株予約権

決議年月日	2014年4月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社監査役 3 当社従業員 1 子会社取締役 1 子会社従業員 9
新株予約権の数（個）	40,000 [40,000] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 40,000 [40,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	300 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2014年4月30日 至 2024年1月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 300 資本組入額 150
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日（2023年1月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 「第4回新株予約権」の(注) 1に同じ。

2. 「第4回新株予約権」の(注)2に同じ。

3. 新株予約権の行使の条件

- (a) 原則として、割当日より一定期間（満6カ月から満4年）が経過する日までの間において、1カ月経過ごとに、付与個数を当該期間の月数に応じて案分した個数について順次権利確定するものとする。
- (b) 本新株予約権者は、行使期間満了日までの間に、以下のいずれかの事由が生じた場合には、当該事由が生じた日以後、本新株予約権を行使することができないものとする。但し、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該上場の日をもって、本(b)記載の行使の条件は消滅する。
  - ( ) 行使価額を下回る金額の払込金額をもって当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式が処分された場合（但し、当該払込金額が会社法第199条第3項に定める「特に有利な金額」である場合を除く。）。
  - ( ) 当社株主により、行使価額を下回る金額を対価として当社普通株式の売買が行われた場合（但し、当該売買時点における当社普通株式の株式価値よりも著しく低いと認められる価格で売買が行われた場合を除く。）。
  - ( ) 当社が、当社が依頼した第三者評価機関から、いずれかの事業年度末日を基準日としてディスカウント・キャッシュ・フロー法及び類似会社比較法の方法により評価された当社普通株式の1株当たりの株式評価額（一定の幅で評価が示されるものである場合は、当該幅の下限の金額）がいずれも行使価額を下回る内容の株式価値評価書を受領した場合。
- (c) 本新株予約権者が、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタント（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (d) 本新株予約権者が、米国の1986年内国歳入法典（その後の改正を含む。以下「米国内国歳入法典」という。）第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (e) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

本(注)3において、次の用語は、次に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、( )当社の許可を得た休職又は( ) (a)当社の事務所間の移動若しくは(b)当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「監査役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の監査役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

「親会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第4号に定義される親会社をいう。但し、ISO（インセンティブ・ストック・オプション）との関係では、米国内国歳入法典第424条(e)に定義されるものに限定される。

「子会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第3号に定義される子会社をいう。但し、ISOとの関係では、米国内国歳入法典第424条(f)に定義されるものに限定される。

4. 「第4回新株予約権」の(注)4に同じ。

第7回新株予約権

決議年月日	2016年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 6 子会社従業員 22
新株予約権の数(個)	21,216 [21,216] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 21,216 [21,216] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,766 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2016年5月16日 至 2026年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,766 資本組入額 883
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。

但し、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国の1986年内国歳入法典(その後の改正を含む。以下「米国内国歳入法典」という。)第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を比例按分して調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合等の比率}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の行使により取得される株式数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合等の比率}}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (a) 割当日より満1年を経過した日において付与個数のうち4分の1にあたる個数について権利確定する。以後、1カ月経過毎に、割当日より満4年が経過する日まで、付与個数の36分の1にあたる個数について権利確定するものとする。
- (b) 本新株予約権者が、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタント（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (c) 本新株予約権者が、米国の1986年内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (d) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

本(注)3において、次の用語は、次に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、( )当社の許可を得た休職又は( ) (a)当社の事務所間の移動若しくは(b)当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「監査役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の監査役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）（以下「米国証券法」という。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

「親会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第4号に定義される親会社をいう。但し、米国内国歳入法典第424条(e)に定義されるものに限定される。

「子会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第3号に定義される子会社をいう。但し、ISOとの関係では、米国内国歳入法典第424条(f)に定義されるものに限定される。

### 4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、( )遺言によるか、( )相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は( )米国証券法規則701により認められるところに従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が1934年米国証券取引所法（その後の変更を含む。）（以下「米国証券取引所法」という。）第13条又は第15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づき公布される規則12h-1(f)に定められるところに従い、米国証券取引所法に基づく登録の免除に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は（行使する前は）本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法（ショートポジション、「ブットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」（それぞれ米国証券取引所法規則16a-1(h)及び規則16a-1(b)に定義されるところを意味する。）をとる方法を含む。）によっても、( )贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」（米国証券法規則701(c)(3)に定義されるところを意味する。）である者に対して、又は( )加入者が死亡するか若しくは無能力となった時点で加入者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則12h-1(f)により許される範囲内で、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を次の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

(a) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(b) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(c) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、かかる調整は、( )IS0の資格を得ることが意図された本新株予約権については、米国内国歳入法典第424条に従って行われるものとし、( )米国所得税の対象となる個人が保有する本新株予約権については、米国内国歳入法典第409条Aに従って行われるものとする。

(d) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

( )上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、( )交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、かかる調整は、( )IS0の資格を得ることが意図された本新株予約権については、米国内国歳入法典第424条に従って行われるものとし、( )米国所得税の対象となる個人が保有する本新株予約権については、米国内国歳入法典第409条Aに従って行われるものとする。

(e) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(f) 交付する新株予約権の行使の条件

上記(注)3に定めるところと同様とする。

(g) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記(注)4に定めるところと同様とする。

第8回新株予約権

決議年月日	2016年11月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2 子会社従業員 5
新株予約権の数（個）	2,500 [2,500] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 2,500 [2,500] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,436 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2016年11月28日 至 2026年11月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,436 資本組入額 718
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2023年1月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 「第7回新株予約権」の(注) 1に同じ。

2. 「第7回新株予約権」の(注) 2に同じ。

3. 新株予約権の行使の条件

- (a) 割当日より満1年を経過した日において付与個数のうち4分の1にあたる個数について権利確定する。以後、1カ月経過毎に、割当日より満4年が経過する日まで、付与個数の36分の1にあたる個数について権利確定するものとする。
- (b) 本新株予約権者が、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタント（以下「役務提供者」という。）でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (c) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (d) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

本(注)3において、次の用語は、次に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、( )当社の許可を得た休職又は( ) (a)当社の事務所間の移動若しくは(b)当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「監査役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の監査役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）（以下「米国証券法」という。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

「親会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第4号に定義される親会社をいう。但し、米国内国歳入法典第424条(e)に定義されるものに限定される。

「子会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第3号に定義される子会社をいう。但し、ISOとの関係では、米国内国歳入法典第424条(f)に定義されるものに限定される。

4. 「第7回新株予約権」の(注)4に同じ。

5. 「第7回新株予約権」の(注)5に同じ。

第9回新株予約権

決議年月日	2017年4月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 8 子会社従業員 25
新株予約権の数（個）	3,543 [3,543] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 3,543 [3,543] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,261 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2017年5月12日 至 2027年4月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,261 資本組入額 630.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2023年1月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 「第7回新株予約権」の(注)1に同じ。

2. 「第7回新株予約権」の(注)2に同じ。

3. 「第8回新株予約権」の(注)3に同じ。
4. 「第7回新株予約権」の(注)4に同じ。
5. 「第7回新株予約権」の(注)5に同じ。

第11回新株予約権

決議年月日	2018年3月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5 子会社従業員 15
新株予約権の数(個)	600 [600] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 600 [600] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2018年5月15日 至 2028年3月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 「第7回新株予約権」の(注)1に同じ。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

(a) 本新株予約権者が、役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内(但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで)に限り行使することができる。

(b) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内(但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで)に限り行使することができる。

(c) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内(但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで)に限り行使することができる。

本(注)3において、次の用語は、次に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、( )当社の許可を得た休職又は( ) (a)当社の事務所間の移動若しくは(b)当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「監査役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の監査役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法(その後の変更を含む。)(以下「米国証券法」という。)に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

「親会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第4号に定義される親会社をいう。但し、米国における所得税の対象となる役務提供者との関係では、米国内国歳入法典第424条(e)に定義されるものに限定される。

「子会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第3号に定義される子会社をいう。但し、米国における所得税の対象となる役務提供者との関係では、米国内国歳入法典第424条(f)に定義されるものに限定される。

「役務提供者」とは、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタントをいう。

## 4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、( )遺言によるか、( )相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は( )米国証券法規則701により認められるところに従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が1934年米国証券取引所法(その後の変更を含む。)(以下「米国証券取引所法」という。)第13条又は第15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づき公布される規則12h-1(f)に定められるところによる米国証券取引所法に基づく登録の免除(以下「規則12h-1(f)免除」という。)に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は(行使する前は)本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法(ショートポジション、「プットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」(それぞれ米国証券取引所法規則16a-1(h)及び規則16a-1(b)に定義されることを意味する。))をとる方法を含む。)によっても、( )贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」(米国証券法規則701(c)(3)に定義されることを意味する。)である者に対して、又は( )本新株予約権の受領者が死亡するか若しくは無能力となった時点で本新株予約権の受領者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、いずれの場合においても、継続的に規則12h-1(f)免除に依拠するために必要となる範囲において、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則12h-1(f)により許される範囲内で、又は、当社が規則12h-1(f)免除に依拠しない場合には2018年インセンティブ・プランにより許される範囲内で、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

## 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を次の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

## (a) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

## (b) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

## (c) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、かかる調整は、米国所得税の対象となる個人が保有する本新株予約権については、米国内国歳入法典第409条Aに従って行われるものとする。

## (d) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

( )上記(注)2に定める行使価額に、( )交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、かかる調整は、米国所得税の対象となる個人が保有する本新株予約権については、米国内国歳入法典第409条Aに従って行われるものとする。

## (e) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

## (f) 交付する新株予約権の行使の条件

上記(注)3に定めるところと同様とする。

## (g) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記(注)4に定めるところと同様とする。



## 第14回新株予約権

決議年月日	2018年10月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2
新株予約権の数（個）	27,000 [27,000] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 27,000 [27,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,792 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2018年10月30日 至 2028年10月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,792 資本組入額 1,896
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2023年1月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 「第7回新株予約権」の(注) 1に同じ。

2. 「第7回新株予約権」の(注) 2に同じ。

3. 新株予約権の行使の条件

- (a) 割当日より満1年を経過した日において付与個数のうち4分の1にあたる個数について権利確定する。以後、1カ月経過毎に、割当日より満4年が経過する日まで、付与個数の36分の1にあたる個数について権利確定するものとする。
- (b) 本新株予約権者が、役員提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役員提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (c) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役員提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役員提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (d) 本新株予約権者が役員提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

本(注) 3において、次の用語は、次に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、( )当社の許可を得た退職又は( ) (a)当社の事務所間の移動若しくは(b)当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「監査役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の監査役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）（以下「米国証券法」という。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

「親会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第4号に定義される親会社をいう。但し、米国内国歳入法典第422条に定義されるIncentive Stock Option（以下「ISO」という。）との関係では、米国内国歳入法典第424条(e)に定義されるものに限定される。

「子会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第3号に定義される子会社をいう。但し、ISOとの関係では、米国内国歳入法典第424条(f)に定義されるものに限定される。

「役員提供者」とは、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタントをいう。

4. 「第11回新株予約権」の(注) 4に同じ。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を次の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

(a) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(b) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(c) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、かかる調整は、( ) IS0の資格を得ることが意図された本新株予約権については、米国内国歳入法典第424条に従って行われるものとし、( ) 米国所得税の対象となる個人が保有する本新株予約権については、米国内国歳入法典第409条Aに従って行われるものとする。

(d) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

( ) 上記(注) 2 に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、( ) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、かかる調整は、( ) IS0の資格を得ることが意図された本新株予約権については、米国内国歳入法典第424条に従って行われるものとし、( ) 米国所得税の対象となる個人が保有する本新株予約権については、米国内国歳入法典第409条Aに従って行われるものとする。

(e) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(f) 交付する新株予約権の行使の条件

上記(注) 3 に定めるところと同様とする。

(g) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記(注) 4 に定めるところと同様とする。

第15回新株予約権

決議年月日	2019年4月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の数（個）	3,000 [3,000] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 3,000 [3,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,765 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2019年5月22日 至 2029年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,765 資本組入額 1,883
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2023年1月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 . 「第7回新株予約権」の(注) 1 に同じ。

2 . 「第7回新株予約権」の(注) 2 に同じ。

3. 新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権者が、役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (b) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (c) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

本(注)3において、次の用語は、次に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、( )当社の許可を得た休職又は( ) (a)当社の事務所間の移動若しくは(b)当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「監査役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の監査役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）（以下「米国証券法」という。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

「親会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第4号に定義される親会社をいう。但し、米国内国歳入法典第422条に定義されるIncentive Stock Option（以下「ISO」という。）との関係では、米国内国歳入法典第424条(e)に定義されるものに限定される。

「子会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第3号に定義される子会社をいう。但し、ISOとの関係では、米国内国歳入法典第424条(f)に定義されるものに限定される。

「役務提供者」とは、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタントをいう。

4. 「第11回新株予約権」の(注)4に同じ。

5. 「第14回新株予約権」の(注)5に同じ。

第16回新株予約権

決議年月日	2019年4月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2 子会社従業員（当社の取締役を兼任する者） 1
新株予約権の数（個）	43,000 [43,000] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 43,000 [43,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,765 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2019年5月22日 至 2029年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,765 資本組入額 1,883
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2023年1月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 「第7回新株予約権」の(注)1に同じ。

2. 「第7回新株予約権」の(注)2に同じ。

3. 「第15回新株予約権」の(注)3に同じ。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、( )遺言によるか、( )相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は( )米国証券法規則701により認められるところに従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が1934年米国証券取引所法(その後の変更を含む。)(以下「米国証券取引所法」という。)第13条又は第15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づき公布される規則12h-1(f)に定められるところによる米国証券取引所法に基づく登録の免除(以下「規則12h-1(f)免除」という。)に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は(行使する前は)本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法(ショートポジション、「プットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」(それぞれ米国証券取引所法規則16a-1(h)及び規則16a-1(b)に定義されるところを意味する。))をとる方法を含む。)によっても、( )贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」(米国証券法規則701(c)(3)に定義されるところを意味する。)である者に対して、又は( )本新株予約権の受領者が死亡するか若しくは無能力となった時点で本新株予約権の受領者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、いずれの場合においても、継続的に規則12h-1(f)免除に依拠するために必要となる範囲において、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則12h-1(f)により許される範囲内で、又は、当社が規則12h-1(f)免除に依拠しない場合には2019年インセンティブ・プランにより許される範囲内で、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

5. 「第14回新株予約権」の(注)5に同じ。

第17回新株予約権

決議年月日	2019年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 1
新株予約権の数(個)	50,000 [50,000] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 50,000 [50,000] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,624 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2019年7月16日 至 2029年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,624 資本組入額 1,812
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 「第7回新株予約権」の(注)1に同じ。  
 2. 「第7回新株予約権」の(注)2に同じ。  
 3. 「第15回新株予約権」の(注)3に同じ。  
 4. 「第16回新株予約権」の(注)4に同じ。  
 5. 「第14回新株予約権」の(注)5に同じ。

第18回新株予約権

決議年月日	2019年7月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5
新株予約権の数(個)	41,000 [41,000] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 41,000 [41,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,624 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2019年7月30日 至 2029年7月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,624 資本組入額 1,812
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 「第7回新株予約権」の(注) 1に同じ。  
 2. 「第7回新株予約権」の(注) 2に同じ。  
 3. 「第15回新株予約権」の(注) 3に同じ。  
 4. 「第16回新株予約権」の(注) 4に同じ。  
 5. 「第14回新株予約権」の(注) 5に同じ。

第19回新株予約権

決議年月日	2019年11月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2 子会社従業員 4
新株予約権の数(個)	4,500 [4,500] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,500 [4,500] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,216 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2019年12月16日 至 2029年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,216 資本組入額 2,108
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 「第7回新株予約権」の(注) 1に同じ。  
 2. 「第7回新株予約権」の(注) 2に同じ。  
 3. 「第15回新株予約権」の(注) 3に同じ。  
 4. 「第16回新株予約権」の(注) 4に同じ。  
 5. 「第14回新株予約権」の(注) 5に同じ。

## 第20回新株予約権

決議年月日	2020年5月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3 子会社従業員 6
新株予約権の数(個)	18,000 [18,000] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 18,000 [18,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,624 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2020年5月22日 至 2030年5月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,624 資本組入額 812
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 「第7回新株予約権」の(注) 1に同じ。

2. 「第7回新株予約権」の(注) 2に同じ。

3. 「第15回新株予約権」の(注) 3に同じ。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、( )遺言によるか、( )相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は( )米国証券法規則701により認められるところに従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が1934年米国証券取引所法(その後の変更を含む。)(以下「米国証券取引所法」という。)第13条又は第15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づき公布される規則12h-1(f)に定められるところによる米国証券取引所法に基づく登録の免除(以下「規則12h-1(f)免除」という。)に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は(行使する前は)本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法(ショートポジション、「ブットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」(それぞれ米国証券取引所法規則16a-1(h)及び規則16a-1(b)に定義されるところを意味する。))をとる方法を含む。)によっても、( )贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」(米国証券法規則701(c)(3)に定義されるところを意味する。)である者に対して、又は( )本新株予約権の受領者が死亡するか若しくは無能力となった時点で本新株予約権の受領者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、いずれの場合においても、継続的に規則12h-1(f)免除に依拠するために必要となる範囲において、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則12h-1(f)により許される範囲内で、又は、当社が規則12h-1(f)免除に依拠しない場合には「サンバイオ株式会社2019年～2021年インセンティブ・ストック・オプション・プラン」により許される範囲内で、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

5. 「第14回新株予約権」の(注) 5に同じ。

第21回新株予約権

決議年月日	2020年5月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員(当社の取締役を兼任する者) 1
新株予約権の数(個)	35,000 [35,000] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 35,000 [35,000] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,624 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年5月22日 至 2030年5月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,624 資本組入額 812
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 「第7回新株予約権」の(注)1に同じ。  
2. 「第7回新株予約権」の(注)2に同じ。  
3. 「第15回新株予約権」の(注)3に同じ。  
4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、( )遺言によるか、( )相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は( )米国証券法規則701により認められるところに従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が1934年米国証券取引所法(その後の変更を含む。)(以下「米国証券取引所法」という。)第13条又は第15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づき公布される規則12h-1(f)に定められるところによる米国証券取引所法に基づく登録の免除(以下「規則12h-1(f)免除」という。)に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は(行使する前は)本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法(ショートポジション、「プットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」(それぞれ米国証券取引所法規則16a-1(h)及び規則16a-1(b)に定義されるところを意味する。))をとる方法を含む。)によっても、( )贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」(米国証券法規則701(c)(3)に定義されるところを意味する。)である者に対して、又は( )本新株予約権の受領者が死亡するか若しくは無能力となった時点で本新株予約権の受領者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、いずれの場合においても、継続的に規則12h-1(f)免除に依拠するために必要となる範囲において、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則12h-1(f)により許される範囲内で、又は、当社が規則12h-1(f)免除に依拠しない場合には「サンパイオ株式会社2020年～2022年インセンティブ・ストック・オプション・プラン」により許される範囲内で、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

5. 「第14回新株予約権」の(注)5に同じ。

第22回新株予約権

決議年月日	2020年5月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 25 子会社従業員 35
新株予約権の数(個)	9,500 [9,500] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,500[9,500] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2020年5月22日 至 2030年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 「第7回新株予約権」の(注) 1に同じ。

2. 「第11回新株予約権」の(注) 2に同じ。

3. 新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権者が、役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、本新株予約権の権利が確定し、最初に行使可能となる日又は役務提供者でなくなった日のいずれか遅い方から3カ月間以内(但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで)に限り行使することができる。
- (b) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、本新株予約権の権利が確定し、最初に行使可能となる日又は役務提供者でなくなった日のいずれか遅い方から1年間以内(但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで)に限り行使することができる。
- (c) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権の権利が確定し、最初に行使可能となる日又は当該死亡の日のいずれか遅い方から1年間以内(但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで)に限り行使することができる。

本(注) 3において、次の用語は、次に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、( )当社の許可を得た休職又は( ) (a)当社の事務所間の移動若しくは(b)当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「監査役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の監査役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法(その後の変更を含む。)(以下「米国証券法」という。)に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

「親会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第4号に定義される親会社をいう。但し、米国における所得税の対象となる役務提供者との関係では、米国内国歳入法典第424条(e)に定義されるものに限定される。

「子会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第3号に定義される子会社をいう。但し、米国における所得税の対象となる役務提供者との関係では、米国内国歳入法典第424条(f)に定義されるものに限定される。

「役務提供者」とは、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタントをいう。

4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、( )遺言によるか、( )相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は( )米国証券法規則701により認められるところに従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が1934年米国証券取



引所法（その後の変更を含む。）（以下「米国証券取引所法」という。）第13条又は第15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づき公布される規則12h-1(f)に定められるところによる米国証券取引所法に基づく登録の免除（以下「規則12h-1(f)免除」という。）に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は（行使する前は）本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法（ショートポジション、「プットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」（それぞれ米国証券取引所法規則16a-1(h)及び規則16a-1(b)に定義されるところを意味する。）をとる方法を含む。）によっても、（ ）贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」（米国証券法規則701(c)(3)に定義されるところを意味する。）である者に対して、又は（ ）本新株予約権の受領者が死亡するか若しくは無能力となった時点で本新株予約権の受領者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、いずれの場合においても、継続的に規則12h-1(f)免除に依拠するために必要となる範囲において、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則12h-1(f)により許される範囲内で、又は、当社が規則12h-1(f)免除に依拠しない場合には「サンパイオ株式会社2020年～2022年従業員向けストック・オプション・プラン」により許される範囲内で、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

5. 「第11回新株予約権」の(注)5に同じ。

### 第23回新株予約権

決議年月日	2020年8月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1 子会社従業員 3
新株予約権の数（個）	56,000 [56,000] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 56,000 [56,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,488 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2020年9月10日 至 2030年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,488 資本組入額 744
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2023年1月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 「第7回新株予約権」の(注)1に同じ。  
 2. 「第7回新株予約権」の(注)2に同じ。  
 3. 「第15回新株予約権」の(注)3に同じ。  
 4. 「第16回新株予約権」の(注)4に同じ。  
 5. 「第14回新株予約権」の(注)5に同じ。

## 第24回新株予約権

決議年月日	2021年2月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3 子会社従業員 2
新株予約権の数(個)	16,000 [16,000] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 16,000 [16,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,732 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2021年3月12日 至 2031年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,732 資本組入額 866
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 「第7回新株予約権」の(注) 1に同じ。  
2. 「第7回新株予約権」の(注) 2に同じ。  
3. 「第15回新株予約権」の(注) 3に同じ。  
4. 「第20回新株予約権」の(注) 4に同じ。  
5. 「第14回新株予約権」の(注) 5に同じ。

## 第25回新株予約権

決議年月日	2021年2月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 2
新株予約権の数(個)	8,000 [8,000] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,000 [8,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,732 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2021年3月12日 至 2031年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,732 資本組入額 866
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 「第7回新株予約権」の(注) 1に同じ。  
2. 「第7回新株予約権」の(注) 2に同じ。  
3. 「第15回新株予約権」の(注) 3に同じ。  
4. 「第21回新株予約権」の(注) 4に同じ。  
5. 「第14回新株予約権」の(注) 5に同じ。

## 第26回新株予約権

決議年月日	2021年2月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 31 子会社従業員 47
新株予約権の数(子)	20,300 [20,300] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,300 [20,300] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2021年3月12日 至 2031年2月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 0.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 「第7回新株予約権」の(注) 1に同じ。  
2. 「第11回新株予約権」の(注) 2に同じ。  
3. 「第22回新株予約権」の(注) 3に同じ。  
4. 「第22回新株予約権」の(注) 4に同じ。  
5. 「第11回新株予約権」の(注) 5に同じ。

## 第27回新株予約権

決議年月日	2021年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員(当社の取締役を兼任する者) 1
新株予約権の数(個)	12,000 [12,000] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,000 [12,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,683 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2021年5月14日 至 2031年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,683 資本組入額 841.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 「第7回新株予約権」の(注) 1に同じ。  
2. 「第7回新株予約権」の(注) 2に同じ。  
3. 「第15回新株予約権」の(注) 3に同じ。  
4. 「第21回新株予約権」の(注) 4に同じ。  
5. 「第14回新株予約権」の(注) 5に同じ。

第28回新株予約権

決議年月日	2021年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	1,000 [1,000] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000 [1,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,683 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2021年5月14日 至 2031年4月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,683 資本組入額 841.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 「第7回新株予約権」の(注) 1に同じ。  
 2. 「第7回新株予約権」の(注) 2に同じ。  
 3. 「第15回新株予約権」の(注) 3に同じ。  
 4. 「第20回新株予約権」の(注) 4に同じ。  
 5. 「第14回新株予約権」の(注) 5に同じ。

第29回新株予約権

決議年月日	2021年7月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の数(個)	19,000 [19,000] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 19,000 [19,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,474 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2021年7月29日 至 2031年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,474 資本組入額 737
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 「第7回新株予約権」の(注) 1に同じ。  
 2. 「第7回新株予約権」の(注) 2に同じ。  
 3. 「第15回新株予約権」の(注) 3に同じ。  
 4. 「第20回新株予約権」の(注) 4に同じ。  
 5. 「第14回新株予約権」の(注) 5に同じ。

## 第30回新株予約権

決議年月日	2021年10月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の数（個）	1,500 [1,500] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,500 [1,500] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,198 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2021年11月1日 至 2031年10月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,198 資本組入額 599
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2023年1月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 「第7回新株予約権」の(注) 1に同じ。  
2. 「第7回新株予約権」の(注) 2に同じ。  
3. 「第15回新株予約権」の(注) 3に同じ。  
4. 「第20回新株予約権」の(注) 4に同じ。  
5. 「第14回新株予約権」の(注) 5に同じ。

## 第31回新株予約権

決議年月日	2021年10月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の数（個）	11,000 [11,000] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 11,000 [11,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,198 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2021年11月1日 至 2031年10月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,198 資本組入額 599
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2023年1月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年3月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 「第7回新株予約権」の(注) 1に同じ。  
2. 「第7回新株予約権」の(注) 2に同じ。  
3. 「第15回新株予約権」の(注) 3に同じ。  
4. 「第21回新株予約権」の(注) 4に同じ。  
5. 「第14回新株予約権」の(注) 5に同じ。

第33回新株予約権

決議年月日	2022年 8月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3
新株予約権の数(個)	37,500 [37,500] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 37,500 [37,500] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,183 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2022年 8月31日 至 2032年 8月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,183 資本組入額 591.5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 「第7回新株予約権」の(注) 1に同じ。  
2. 「第7回新株予約権」の(注) 2に同じ。  
3. 「第15回新株予約権」の(注) 3に同じ。  
4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、( )遺言によるか、( )相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は( )米国証券法規則701により認められるところに従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が1934年米国証券取引所法(その後の変更を含む。)(以下「米国証券取引所法」という。)第13条又は第15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づき公布される規則12h-1(f)に定められるところによる米国証券取引所法に基づく登録の免除(以下「規則12h-1(f)免除」という。)に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は(行使する前は)本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法(ショートポジション、「プットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」(それぞれ米国証券取引所法規則16a-1(h)及び規則16a-1(b)に定義されるところを意味する。))をとる方法を含む。)によっても、( )贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」(米国証券法規則701(c)(3)に定義されるところを意味する。)である者に対して、又は( )本新株予約権の受領者が死亡するか若しくは無能力となった時点で本新株予約権の受領者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、いずれの場合においても、継続的に規則12h-1(f)免除に依拠するために必要となる範囲において、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則12h-1(f)により許される範囲内で、又は、当社が規則12h-1(f)免除に依拠しない場合には「サンパイオ株式会社2022年～2024年インセンティブ・ストック・オプション・プラン」により許される範囲内で、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

5. 「第14回新株予約権」の(注) 5に同じ。

【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第4回新株予約権

決議年月日	2013年12月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 6
新株予約権の数(個)	15,000 [15,000] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,000 [15,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2014年1月2日 至 2022年12月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80 資本組入額 40
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。

但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。また、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数(但し、当社が保有する当社の株式の数を除く。)を変更する行為をする場合、当社は株式無償割当てその他当該行為の条件を勧告のうえ、本新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

2. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合比率}}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数(但し、当社が保有する当社の株式の数を除く。)を変更する行為をする場合、当社は株式無償割当てその他当該行為の条件を勧告のうえ、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(a) 原則として、割当日より満1年を経過した日において付与個数のうち4分の1にあたる個数について権利確定する。以後、1カ月経過毎に、割当日より満4年を経過する日まで、付与個数の36分の1にあたる個数について権利確定するものとする。

(b) 本新株予約権者が、従業員、取締役又はコンサルタント(以下「役務提供者」という。)でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内(但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで)に限り行使することができる。

(c) 本新株予約権者が、米国の1986年内国歳入法典(その後の改正を含む)第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間行使することができる。

(d) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内(但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで)に限り行使することができる。



本(注)3において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、( )当社の許可を得た休職又は( )(a)当社の事務所間の移動若しくは(b)当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法(その後の変更を含む。)に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

#### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「承継会社」と総称する。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

##### (a) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

##### (b) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

##### (c) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

##### (d) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

( )上記「新株予約権の行使時の払込金額(円)」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、( )交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

##### (e) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

##### (f) 交付する新株予約権の行使の条件

上記(注)3に定めるところと同様とする。

##### (g) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に定めるところと同様とする。

第12回新株予約権

決議年月日	2018年3月13日
新株予約権の数(個)	3,000 [3,000] (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,000 [3,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,148 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2018年5月15日 至 2028年3月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,148 資本組入額 1,574
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。

但し、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を比例按分して調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合等の比率}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の行使により取得される株式数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。

また、当社の普通株式について、当社が株式の分割、株式の併合、株式配当、資本再構成、統合又は株式の種別の変更を行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の株式の分配を行う場合は、米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、次の算式により行使価額を調整するものとする。但し、この調整は、当該株式の分割、株式の併合又はその他の該当する取引の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合等の比率}}$$

上記のほか、株式無償割当てを行う場合その他当社が対価を受領することなしに当社の発行済株式数(但し、当社が保有する自己株式の数を除く。)を変更する行為をする場合、当社は、いずれの場合も米国内国歳入法典第424条に従い、また、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権については米国カリフォルニア州規則集第260.140.41条に従い、株式無償割当てその他当該行為の条件を勘案のうえ、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (a) 割当日より満1年を経過した日において付与個数のうち4分の1にあたる個数について権利確定する。以後、1カ月経過毎に、割当日より満4年が経過する日まで、付与個数の36分の1にあたる個数について権利確定するものとする。
- (b) 本新株予約権者が、役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3カ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (c) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (d) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

本(注)3において、次の用語は、次に定める意味を有するものとする。

「従業員」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社に雇用される者をいう。従業員は、( )当社の許可を得た休職又は( ) (a)当社の事務所間の移動若しくは(b)当社、当社の親会社、当社の子会社若しくはその承継者間の移動によっては、従業員の地位を失わないものとする。

「取締役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の取締役をいう。

「監査役」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社の監査役をいう。

「コンサルタント」とは、当社又は当社の親会社若しくは子会社により起用される自然人であって、コンサルタント又は助言業務を提供し、1933年米国証券法（その後の変更を含む。）（以下「米国証券法」という。）に基づく規則701(c)(1)の要件を満たす者をいう。

「親会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第4号に定義される親会社をいう。但し、米国内国歳入法典第422条に定義されるIncentive Stock Option（以下「ISO」という。）との関係では、米国内国歳入法典第424条(e)に定義されるものに限定される。

「子会社」とは、現在又は将来において存在する会社法第2条第3号に定義される子会社をいう。但し、ISOとの関係では、米国内国歳入法典第424条(f)に定義されるものに限定される。

「役務提供者」とは、従業員、取締役、監査役、又はコンサルタントをいう。

### 4. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、米国カリフォルニア州の従業員に関する本新株予約権について、遺言による又は相続若しくは遺産分配に関する法律による場合を除き、いかなる方法によっても売却、質権の設定、譲渡、抵当権の設定、移転又は処分を行ってはならないものとし、また、本新株予約権の割当てを受けた従業員が生存している間、当該従業員によってのみ行使できるものとする。当社取締役会は、( )遺言によるか、( )相続若しくは遺産分配に関する法律によるか、又は( )米国証券法規則701により認められるところに従う場合に限り、本新株予約権の第三者への移転を承認することができる。また、当社が1934年米国証券取引所法（その後の変更を含む。）（以下「米国証券取引所法」という。）第13条又は第15(d)条の報告要件に服することとなるまで、又は当社取締役会が米国証券取引所法に基づき公布される規則12h-1(f)に定められるところによる米国証券取引所法に基づく登録の免除（以下「規則12h-1(f)免除」という。）に現在若しくは将来依拠しない又は依拠することができないと判断した後は、本新株予約権又は（行使する前は）本新株予約権の対象となる株式については、いかなる方法（ショートポジション、「プットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」（それぞれ米国証券取引所法規則16a-1(h)及び規則16a-1(b)に定義されることを意味する。）をとる方法を含む。）によっても、( )贈与若しくは家庭裁判所の命令を通じて「親族」（米国証券法規則701(c)(3)に定義されることを意味する。）である者に対して、又は( )本新株予約権の受領者が死亡するか若しくは無能力となった時点で本新株予約権の受領者の遺言執行者若しくは後見人に対して行う場合を除き、いずれの場合においても、継続的に規則12h-1(f)免除に依拠するために必要となる範囲において、質権の設定、抵当権の設定又はその他譲渡若しくは処分はできないものとする。上記にかかわらず、当社取締役会は、その単独の裁量で、規則12h-1(f)により許される範囲内で、又は、当社が規則12h-1(f)免除に依拠しない場合には、当社に対する譲渡又は当社の支配権の変更若しくはその他当社に関する買収に係る取引に関連する譲渡を承認することができるものとする。

5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を次の条件に基づき交付するものとする。但し、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

(a) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(b) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(c) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、かかる調整は、( ) IS0の資格を得ることが意図された本新株予約権については、米国内国歳入法典第424条に従って行われるものとし、( ) 米国所得税の対象となる個人が保有する本新株予約権については、米国内国歳入法典第409条Aに従って行われるものとする。

(d) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

( ) 上記(注)2に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される1株当たりの価額に、( ) 交付する新株予約権1個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。但し、当社取締役会により別途定められる場合を除き、かかる調整は、( ) IS0の資格を得ることが意図された本新株予約権については、米国内国歳入法典第424条に従って行われるものとし、( ) 米国所得税の対象となる個人が保有する本新株予約権については、米国内国歳入法典第409条Aに従って行われるものとする。

(e) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(f) 交付する新株予約権の行使の条件

上記(注)3に定めるところと同様とする。

(g) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記(注)4に定めるところと同様とする。

第32回新株予約権

決議年月日	2022年2月10日
新株予約権の数(個)	- (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 - (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 1,646 (注)2、3、4
新株予約権の行使期間	自 2022年3月7日 至 2025年3月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。なお、本新株予約権は2022年7月13日までに、新株予約権の総数75,000個(新株予約権の目的となる株式の数7,500,000株)の全てが権利行使されております。

(注)1. 本新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式7,500,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本(注)(2)乃至(5)により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が(注)4の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)4に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)4(2)、(4)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、(注)4(2)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 行使価額は、当初1,646円とする。ただし、行使価額は、(注)3又は(注)4に従い、修正又は調整されることがある。

3. 行使価額の修正

- (1) 2022年3月7日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が823円(ただし、(注)4(1)乃至(5)による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (2) 前号により行使価額が修正される場合には、当社は、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本(注)(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本(注)(3)に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本(注)(3)に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本(注)(2)又はによる行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本(注)(3)に定義する。以下同じ。)が、( )上記交付の直前の既発行普通株式数(本(注)(3)に定義する。以下同じ。)を超えるとときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本(注)(2)又は本(注)(4)と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合

- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本(注)(2)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本(注)(2)の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本(注)(2)又は上記( )による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時時点

の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1カ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本(注)(2)乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本(注)(2)乃至にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については、当社は本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の2銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本(注)(2)乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本(注)(2)乃至の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本(注)(2)において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本(注)(2)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本(注)(2)において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1カ月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本(注)(2)又は(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本(注)(2)において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本(注)(2)における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

本(注)(2)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1カ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、( ) (本(注)(2)においては)当該行使価額の調整前に、本(注)(2)又は(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また( ) (本(注)(2)においては)当該行使価額の調整前に、本(注)(2)又は(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- (4) 本(注)(2)で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得、又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本(注)の他の規定にかかわらず、本(注)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が(注)3(1)に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

- (6) 本(注)(1)乃至(5)により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本(注)(2)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

#### 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりである。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は7,500,000株、交付株式数(注)1(1)に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(注)2(1)に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただし、(注)1に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権の行使による資金調達額は増加又は減少する。

- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該行使請求の通知が行われた日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の通知が行われた日以降、当該金額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)

- (3) 行使価額の修正頻度：行使の際に本(注)(2)に記載の条件に該当する都度、修正される。

- (4) 行使価額の上限：なし

行使価額の下限：本新株予約権の行使価額の下限(下限行使価額)は、条件決定基準株価の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である823円である。(注)3(1)を参照。)

- (5) 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は7,500,000株(2022年1月31日現在の発行済株式総数に対する割合は14.5%)、交付株式数は本新株予約権1個につき100株で確定している。

- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本(注)(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：6,223,500,000円(ただし、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)

#### 7. 権利の行使に関する事項についての割当先との間で締結する取決めの内容

- (1) 割当先による行使制限措置

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における発行会社普通株式の終値(但し、本新株予約権の行使価額の調整が行われた場合は同様に調整される。)以上の場合、本新株予約権の行使可能期間の最終2カ月間等の所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当先に行わせません。

割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。



(2) 当社による行使指定

割当日の翌取引日以降、2025年2月5日までの間において、当社の判断により、当社は割当先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること（以下「行使指定」という。）ができます。

行使指定に際しては、その決定を行う日（以下「行使指定日」という。）において、以下の要件を満たすことが前提となります。

- ( ) 東証終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回っていないこと
- ( ) 前回の行使指定日から20取引日以上の間隔が空いていること
- ( ) 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
- ( ) 当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
- ( ) 停止指定が行われていないこと
- ( ) 東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し（ストップ高）又は下限に達した（ストップ安）まま終了していないこと

当社が行使指定を行った場合、割当先は、原則として、行使指定日の翌取引日から20取引日以内（以下「指定行使期間」という。）に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。

一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の直前取引日までの20取引日又は60取引日における当社株式の1日当たり平均出来高のいずれか少ない方に2を乗じて得られる数と5,179,340株（ただし、当社が当社の議決権付株式の併合若しくは分割又は当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当てをする場合は、当該株式併合、株式分割又は無償割当ての割合に応じて減少又は増加するものとする。）のいずれか小さい方を超えないように指定する必要があります。

ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。

当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

(3) 当社による停止指定

当社は、割当先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（以下「停止指定期間」という。）として、割当日の3取引日後の日から2025年2月7日までの間の任意の期間を指定（以下「停止指定」という。）することができます。停止指定を行う場合には、当社は、割当日の翌取引日から2025年2月5日までの間において停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当先に通知いたします。ただし、上記(2)の行使指定を受けて割当先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の2取引日以後に開始する期間を定めるものとします。

なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。

停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

(4) 割当先による本新株予約権の取得の請求

割当先は、( )割当日の翌取引日以降、2025年2月7日までの間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが下限行使価額（ただし、(注)4(2)又は(4)に掲げる事由が生じた場合には、同項の定めに基づいて調整した金額とします。）（以下「取得請求基準価格」という。）を下回った場合、( )2025年2月10日以降 2025年2月13日までの期間、( )当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、( )当社と割当先との間で締結する買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合又は(v)当該買取契約に定める禁止行為を行った若しくは割当先から要求される行為を行わなかった場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権を全て取得します。

8. 当社の株券の売買について割当先との間で締結する取決めの内容

割当先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社普通株式の貸株を使用する予定であり、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の貸株は使用しません。

9. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結される取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役会長である川西徹は、その保有する当社普通株式について割当先への貸株を行う予定であります。

なお、川西徹は、当社の株価や株式市場の動向、本新株予約権の行使の進捗状況等を勘案し、割当先へ貸株の返還を請求する可能性があり、その旨を割当先へ通知しております。

10. その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当先は、当社との間で締結する買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で(注)7(1)の内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとします。ただし、割当先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

第34回新株予約権

決議年月日	2022年10月28日
新株予約権の数(個)	45,300 [37,600] (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,530,000 [3,760,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 991 (注) 2、3、4
新株予約権の行使期間	自 2022年11月16日 至 2025年11月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2023年1月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2023年3月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式9,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本(注)(2)乃至(5)により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が(注) 4の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注) 4に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注) 4(2)、(4)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、(注) 4(2)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 行使価額は、当初991円とする。ただし、行使価額は、(注) 3又は(注) 4に従い、修正又は調整されることがある。

3. 行使価額の修正

- (1) 2022年11月16日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が694円(ただし、(注) 4(1)乃至(5)による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
- (2) 前号により行使価額が修正される場合には、当社は、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

4. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本(注)(2)に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

時価(本(注)(3)に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価(本(注)(3)に定義する。以下同じ。)をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。)、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)(以下「取得条項付株式等」という。)に関して当該調整前に本(注)(2)又はによる行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数(本(注)(3)に定義する。以下同じ。)が、( )上記交付の直前の既発行普通株式数(本(注)(3)に定義する。以下同じ。)を超えるとときに限り、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、( )上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本の調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価(本において「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本(注)(2)又は本(注)(4)と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「取得価額等修正日」という。)における時価を下回る価額になる場合

- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本(注)(2)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本(注)(2)の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- ( ) 当該取得請求権付株式等に関し、本(注)(2)又は上記( )による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点

の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

本(注)(2)乃至の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本(注)(2)乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については、当社は本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の2銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本(注)(2)乃至に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本(注)(2)乃至の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本(注)(2)において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日(ただし、本(注)(2)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式及び本(注)(2)において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本(注)(2)又は(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

本(注)(2)において「対価」とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本(注)(2)における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産(当社普通株式を除く。)の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。

本(注)(2)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、( ) (本(注)(2)においては)当該行使価額の調整前に、本(注)(2)又は(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また( ) (本(注)(2)においては)当該行使価額の調整前に、本(注)(2)又は(4)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数(ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。)及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- (4) 本(注)(2)で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得、又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 本(注)の他の規定にかかわらず、本(注)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)3(1)に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

- (6) 本(注)(1)乃至(5)により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本(注)(2)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

#### 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 6. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりである。

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は9,000,000株、交付株式数(注)1(1)に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(注)2(1)に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただし、(注)1に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権の行使による資金調達額は増加又は減少する。

- (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、2022年11月16日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の通知が行われた日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の通知が行われた日以降、当該金額に修正される。

- (3) 行使価額の修正頻度：行使の際に本(注)(2)に記載の条件に該当する都度、修正される。

- (4) 行使価額の上限：なし

行使価額の下限：本新株予約権の行使価額の下限(下限行使価額)は、2022年10月27日(以下「発行決議日の直前取引日」という。)の東証終値の70%に相当する694円である。(注)3(1)を参照。)

- (5) 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は9,000,000株(2022年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は15.10%)、交付株式数は100株で確定している。

- (6) 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本(注)(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：6,293,700,000円(ただし、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)

- (7) 本新株予約権には、当社の決定により残存する本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている。

#### 7. 権利の行使に関する事項についての割当先との間で締結する取決めの内容

##### (1) 割当先による行使制限措置

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における発行会社普通株式の終値(但し、本新株予約権の行使価額の調整が行われた場合は同様に調整される。)以上の場合、本新株予約権の行使可能期間の最終2か月間等の所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当先に行わせません。

割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

##### (2) 当社による行使指定

割当日の翌取引日以降、2025年10月16日までの間において、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、臨機応変に資金調達を実現するため、当社の判断により、当社は割当先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること（以下「行使指定」という。）ができます。

行使指定に際しては、その決定を行う日（以下「行使指定日」という。）において、以下の要件を満たすことが前提となります。

- ( ) 東証終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回っていないこと
- ( ) 前回の行使指定日から20取引日以上の間隔が空いていること
- ( ) 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
- ( ) 当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
- ( ) 停止指定が行われていないこと
- ( ) 東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し（ストップ高）又は下限に達した（ストップ安）まま終了していないこと

当社が行使指定を行った場合、割当先は、原則として、行使指定日の翌取引日から20取引日以内（以下「指定行使期間」という。）に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。

一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の直前取引日までの20取引日又は60取引日における当社株式の1日当たり平均出来高のいずれか少ない方に2を乗じて得られる数と5,960,580株（ただし、当社が当社の議決権付株式の併合、分割若しくは当社の株主に対し当社の議決権付株式の無償割当てをする場合は、当該株式併合、株式分割若しくは無償割当ての割合に応じて減少又は増加するものとする。）のいずれか小さい方を超えないように指定する必要があります。

ただし、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。

当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

### (3) 当社による停止指定

当社は、割当先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（以下「停止指定期間」という。）として、2022年11月18日から2025年10月14日までの間の任意の期間を指定（以下「停止指定」という。）することができます。

停止指定を行う場合には、当社は、2022年11月16日から2025年10月9日までの間において停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当先に通知いたします。ただし、上記(2)の行使指定を受けて割当先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の2取引日以後に開始する期間を定めるものとします。

なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。

停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

### (4) 割当先による本新株予約権の取得の請求

割当先は、( )2022年11月16日以降、2025年10月14日までの間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが下限行使価額を下回った場合、( )2025年10月15日以降2025年10月23日までの期間、( )当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、( )当社と割当先との間で締結する買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合又は(v)当該買取契約に定める禁止行為を行った若しくは割当先から要求される行為を行わなかった場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができます。かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権を全て取得します。

### 8. 当社の株券の売買について割当先との間で締結する取決めの内容

本新株予約権に関して、割当先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社株式の貸株を使用する予定であり、本新株予約権の行使により取得することとなる当社株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社株式の貸株は使用しません。

### 9. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間で締結される取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役会長である川西徹は、その保有する当社株式について割当先への貸株を行う予定です。

なお、川西徹は、当社の株価や株式市場の動向、本新株予約権の行使の進捗状況等を勘案し、割当先へ貸株の返還を請求する可能性があり、その旨を割当先へ通知しております。

### 10. その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当先は、当社との間で締結する買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で(注)7(1)の内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとします。ただし、割当先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。



( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第32回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2022年11月1日から 2023年1月31日まで)	第10期 (2022年2月1日から 2023年1月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	75,000
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	7,500,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	1,026
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	7,698,100
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	75,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	7,500,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	1,026
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	7,698,100

第34回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2022年11月1日から 2023年1月31日まで)	第10期 (2022年2月1日から 2023年1月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	44,700	44,700
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	4,470,000	4,470,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	726	726
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	3,244,380	3,244,380
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	44,700
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	4,470,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	726
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	3,244,380

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年2月1日～ 2019年1月31日 (注)1	4,240,587	49,732,868	5,556,881	9,431,953	5,556,881	9,429,453
2019年5月29日 (注)2	2,000,000	51,732,868	3,548,800	12,980,753	3,548,800	12,978,253
2019年6月11日 (注)3	-	51,732,868	4,907,644	8,073,109	4,907,644	8,070,609
2019年2月1日～ 2020年1月31日 (注)1	52,155	51,785,023	10,876	8,083,986	10,876	8,081,486
2020年6月9日 (注)4	-	51,785,023	2,523,461	5,560,524	2,523,461	5,558,024
2020年2月1日～ 2021年1月31日 (注)1	482	51,785,505	548	5,561,072	548	5,558,572
2021年6月9日 (注)5	-	51,785,505	1,488,493	4,072,579	1,488,493	4,070,079
2021年2月1日～ 2022年1月31日 (注)1	7,897	51,793,402	2,556	4,075,135	2,556	4,072,635
2022年6月6日 (注)6	-	51,793,402	3,219,947	855,187	3,219,947	852,687
2022年2月1日～ 2023年1月31日 (注)1	12,282,800	64,076,202	5,552,002	6,407,189	5,552,002	6,404,689

(注)1. 新株予約権の行使によるものであります。

2. 海外募集による新株式発行

発行価格 3,712円  
 発行価額 3,548.80円  
 資本組入額 1,774.40円  
 払込金総額 7,097,600千円

3. 資本金及び資本準備金の減少は、2019年4月26日開催の第6回定時株主総会決議に基づく欠損填補によるものであります。
4. 資本金及び資本準備金の減少は、2020年4月28日開催の第7回定時株主総会決議に基づく欠損填補によるものであります。
5. 資本金及び資本準備金の減少は、2021年4月28日開催の第8回定時株主総会決議に基づく欠損填補によるものであります。
6. 資本金及び資本準備金の減少は、2022年4月27日開催の第9回定時株主総会決議に基づく欠損填補によるものであります。
7. 2023年2月1日から2023年3月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が770,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ269,730千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2023年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	7	37	275	137	105	39,368	39,929	-
所有株式数(単元)	-	12,236	29,241	28,338	35,386	1,812	533,422	640,435	32,702
所有株式数の割合(%)	-	1.91	4.57	4.42	5.53	0.28	83.29	100.00	-

(注) 自己株式230株は、「個人その他」に2単元及び「単元未満株式の状況」に30株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2023年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
川西 徹	東京都文京区	12,221,186	19.07
森 敬太	東京都港区	5,997,284	9.35
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	1,027,000	1.60
帝人株式会社	大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号	992,477	1.54
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	650,000	1.01
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	646,584	1.00
今村 均	千葉県東金市	525,700	0.82
NOMURA SINGAPORE LIMITED CUSTOMER SEGREGATED A/C FJ-1309 (常任代理人 野村證券株式会社)	10 MARINA BOULEVARD MARINA BAY FINANCIAL CENTRE TOWER2 #36-01 SINGAPORE 018983 (東京都中央区日本橋一丁目13番1号)	516,400	0.80
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	462,055	0.72
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	378,793	0.59
計	-	23,417,479	36.54

(注) 前事業年度末において主要株主であった森敬太氏は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(7)【議決権の状況】  
 【発行済株式】

2023年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 64,043,300	640,433	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 32,702	-	-
発行済株式総数	64,076,202	-	-
総株主の議決権	-	640,433	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式30株が含まれております。

【自己株式等】

2023年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
サンバイオ株式会社	東京都中央区明石町8番1号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	34	46,274
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	230	-	230	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2023年4月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を重要政策の一つと認識しており、配当については、研究開発への投資に備えるための内部留保の充実を勘案して決定する方針をとっております。

剰余金の配当を行う場合は、年1回期末での配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は、取締役会の決議により、毎年7月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当期におきましては、会社法第461条及び会社計算規則第149条による分配可能額が存在しないため無配となります。当面は、積極的な医薬品の研究開発を進めるために無配を予定し、利益による内部資金全額を研究開発に充当する方針であります。

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

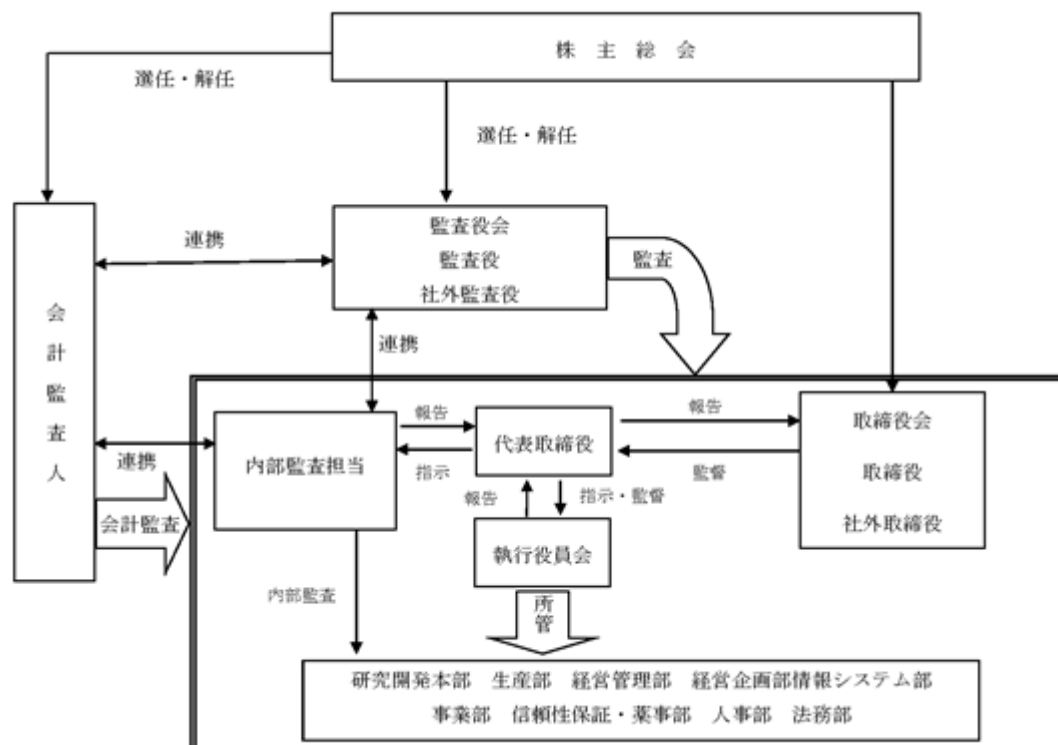
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題であると認識しており、内部経営監視機能の充実と適切な情報開示による透明性の高い経営を確保することで、経営環境の変化する中における持続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化に努めております。また、株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めてまいります。

企業統治の体制

##### イ.企業統治の体制の概要

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制は、次のようになります。



##### a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役3名（うち社外取締役1名）で構成されております。取締役会は原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。

##### b. 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名で構成され、うち1名は常勤監査役であります。監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、毎月1回の定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は内部監査担当及び会計監査人と必要に応じて随時緊密な連携をとると同時に、四半期に一度の定期的な会合を開催し、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

##### c. 執行役員会

当社グループは、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し、執行役員会を開催しております。執行役員は、取締役の推薦に基づき、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行います。

現在の執行役員会は、取締役会によって選任された執行役員9名で構成されております。執行役員会は、2013年12月より実施し、原則として毎月2回執行役員会を開催することで、取締役会における決定事項の周知及び進捗管理、グループ全体の経営課題の共有化及び討議、その他執行役員相互の連絡・連携を図っております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります（ は議長、 は構成員を指します）。

役職名	氏名	取締役会	監査役会	執行役員会
代表取締役会長	川西 徹	○		
代表取締役社長	森 敬太			
取締役	古谷 昇			
常勤監査役	棚橋 正顕			
監査役	植田 俊道			
監査役	佐藤 洋一			
常務執行役員	束原 直樹			
常務執行役員	Bijan Nejadnik			
執行役員	角谷 芳広			
執行役員	澤口 和美			
執行役員	平田 晋也			
執行役員	中田 圭三			
執行役員	Andrew Liu			

#### ロ．内部統制システムの整備の状況

当社グループは、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置づけております。具体的な内部統制システムの整備の状況は次のとおりであります。

- a．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 当社及び当社子会社において法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス行動規範」を制定し、全社に周知・徹底することにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - (b) 当社及び当社子会社において内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
  - (c) 当社及び当社子会社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には、断固としてこれを拒絶する。
- b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令に基づき、適切に保存及び管理を行う。
  - (b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- c．損失の危険への管理に関する体制
  - (a) 当社及び当社子会社の取締役会において、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
  - (b) 当社及び当社子会社の危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。
  - (b) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
  - (c) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- e．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
  - (a) 職務執行上の重要な事項に関して、親会社へ定期的な報告がなされる体制を整備する。
- f．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (a) 経営管理部が管理担当となり、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。
  - (b) 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
  - (c) 内部監査担当は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。なお、内部監査担当については、代表取締役会長が内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。
- g．監査役が職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
  - (a) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- h．監査役が職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ( a ) 監査役より監査役の補助の要請を受けた従業員は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
- ( b ) 当該従業員の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。
- i . 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制及び子会社の取締役、監査役並びに従業員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ( a ) 監査役は、取締役会のほか重要会議である執行役員会議に出席し、取締役及び従業員から職務執行状況の報告を求めることができる。
- ( b ) 当社の取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
- j . 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ( a ) 監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- k . 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ( a ) 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- l . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ( a ) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。
- ( b ) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ( c ) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- ( d ) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

#### 八．リスク管理体制の整備状況

当社グループのリスク管理は、業務運営上のリスク管理及び対策については、担当部署で実施し、リスクの発生可能性がある場合及び発生した場合には、迅速に執行役員会及び取締役会において審議を行うこととしております。

当社グループの基盤技術でもある同種移植の再生細胞薬は現時点では新規性の高い再生医療技術であり、また学術的に見ても安全性・有効性・応用可能性とともに他の再生細胞薬よりも優れていると自負しておりますが、一方で常に急激な技術革新の波に追い越されるリスクや想定していない副作用が生じるリスクが存在しており、これらのリスクに対応するため、最先端の科学的知見を有する創業科学者及び上記ネットワークとの連携体制を構築し、必要に応じて相談を行い、リスク管理に努めております。

経営上のリスク管理及び対策については、法令及び社内規程等を遵守しながら、執行役員会及び取締役会で慎重な審議を行い、不測の事態が生じた場合には、弁護士、弁理士、公認会計士等の外部専門家との連携を行いながら、企業価値の保全に努めております。

なお、当社グループは、業務上取り扱う患者等の個人情報及び当社の企業情報等の各種漏洩リスクから守るため、情報システム管理規程及び機密情報管理規程を定め、治験データや人事関係書類は鍵付のキャビネットで管理し、データはアクセス権限を設ける等の運用をすることにより、情報の効率性及び機密性等の確保を図っております。

#### 二．提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

上記「内部統制システムの整備の状況」の「f．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」に記載のとおりです。

##### 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。



#### 補償契約の内容の概要

当社は、当社取締役川西徹氏、森敬太氏及び古谷昇氏並びに当社監査役棚橋正顕氏、植田俊道氏及び佐藤洋一氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償することで当社の役員が善管注意義務に違反することとなる場合は補償を要しないなど、一定の制限を設けております。なお、当社取締役を退任した辻村明広氏との間でも、退任前に同様の契約を締結しておりました。

#### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害等の場合には、補償の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### 取締役の定数

当社の取締役は6名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。また、解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

#### 中間配当

当社は、会社法第454条第5項に定める中間配当の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年7月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を、取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としたものであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

( 2 ) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 - 名 ( 役員のうち女性の比率 - % )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長 執行役員	川西 徹	1967年11月8日生	1993年4月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社 1996年7月 株式会社ケアネット設立、副社長就任 2001年2月 SanBio, Inc. 設立、Chairman 就任 2005年4月 SanBio, Inc. Co-CEO就任 2013年2月 当社設立に伴い、代表取締役会長就任 ( 現任 ) 2018年10月 SanBio, Inc. 取締役 ( 現任 )	(注) 3	12,221,186
代表取締役社長 執行役員	森 敬太	1967年6月23日生	1993年4月 麒麟麦酒株式会社入社 ( ビール事業研究開発部門 ) 2001年2月 SanBio, Inc. 設立、CEO就任 2005年4月 SanBio, Inc. Chairman&Co-CEO就任 2013年2月 当社設立に伴い、代表取締役社長就任 ( 現任 ) 2018年10月 SanBio, Inc. 取締役Chairman 就任 2023年1月 SanBio, Inc. 取締役CEO就任 ( 現任 )	(注) 3	5,997,284
取締役	古谷 昇	1956年11月13日生	1981年4月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社 1999年12月 同社シニア・ヴァイス・プレジデント就任 2000年6月 株式会社ドリームインキュベータ創業、代表取締役就任 2005年6月 参天製薬株式会社社外取締役就任 コンピ株式会社社外取締役就任 ( 現任 ) 2006年9月 筑波大学大学院非常勤講師及び客員教授就任 2006年11月 株式会社ジェイアイエヌ ( 現株式会社ジンズ ) 社外取締役就任 ( 現任 ) 2013年3月 当社社外取締役就任 ( 現任 ) 2015年3月 ビルコム株式会社社外取締役就任 2018年3月 株式会社メドレー社外取締役就任 ( 現任 ) 2019年7月 株式会社イノフィス社外取締役就任 2022年6月 参天製薬株式会社社外取締役就任 ( 現任 )	(注) 3	157,143

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	棚橋 正顕	1962年 4月10日生	1986年 4月 コナミ株式会社入社 1995年 8月 グラムス株式会社入社 1996年 4月 同社常務取締役就任 2014年 6月 株式会社イオレ社外常勤監査役就任 2016年11月 株式会社SELTECH監査役就任 2018年 4月 当社常勤社外監査役就任(現任)	(注) 4	-
監査役	植田 俊道	1967年 7月10日生	1990年10月 中央新光監査法人入社 1996年10月 大和証券株式会社(現大和証券株式会社)入社 1999年10月 株式会社ラルク取締役就任 2008年 3月 アンジェスMG株式会社管理担当執行役員 2012年 9月 響きパートナーズ株式会社取締役パートナー就任 2013年 3月 当社社外監査役就任(現任) 2017年 5月 サインポスト株式会社社外取締役就任(現任) 2020年12月 株式会社ホンキートンク代表取締役就任(現任)	(注) 4	6,329
監査役	佐藤 洋一	1954年 8月18日生	1984年 4月 麒麟麦酒株式会社入社(開発科学研究所) 2008年 4月 キリンファーマ株式会社執行役員開発本部長就任 2009年 4月 協和発酵キリン株式会社(現協和キリン株式会社)執行役員信頼性保証本部長就任 2012年 4月 同社常務執行役員開発本部長就任 2014年 4月 同社常務執行役員研究開発本部長就任 2015年 4月 同社取締役常務執行役員研究開発本部長就任 2019年 4月 当社社外監査役就任(現任)	(注) 4	-
計					18,381,942

- (注) 1. 取締役 古谷 昇は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 棚橋 正顕、監査役 植田 俊道及び佐藤 洋一は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2023年 4月26日開催の定時株主総会終結の時から、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2023年 4月26日開催の定時株主総会終結の時から、選任後 4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は 7名で、取締役を兼務していない常務執行役員は人事、信頼性保証・薬事、日本・アジア事業担当東原 直樹及びCMO(Chief Medical Officer) Bijan Nejadnik、取締役を兼務していない執行役員は経営管理部長角谷 芳広、信頼性保証・薬事部長澤口 和美、研究開発本部長平田 晋也、生産部長中田 圭三及びCSO(Chief Strategy Officer) Andrew Liuであります。
6. 所有株式数は、2023年 1月31日現在のものであります。
7. 2023年 1月20日に、代表取締役副社長執行役員COO辻村明広氏は、一身上の都合により退任いたしました。

#### 社外取締役及び社外監査役

(社外取締役・社外監査役の機能・役割、選任状況についての考え方)

当社の社外取締役は 1名、社外監査役は 3名であります。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

(社外監査役による監督・監査と内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携や内部監査担当との関係)

社外監査役は、意思疎通を十分に図って連携し、内部監査担当からの各種報告を受け、監査役会での十分な議論を踏まえて監査を行っております。また、当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを要請された場合には、遅滞なく対応する体制を整備しております。

なお、社外監査役、内部監査担当、会計監査人の三者は、必要に応じて協議を行い、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めております。

(当社と当社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要)

当社と当社の社外取締役及び社外監査役の間には、以下に記載したものを除き、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役古谷昇氏は、当社株式157,143株を保有しています。

社外監査役植田俊道氏は、当社株式6,329株を保有しています。

(3) 【監査の状況】

内部監査及び監査役監査の状況

当社グループは、法務・コンプライアンス担当者が内部監査担当を担い、業務執行のための組織、制度、規程、手続き等が合理的で、かつ業務活動がそれらに準拠し、効率的に行われているかを監査し、業務の活動と制度を公正に評価・指摘・指導する内部監査を実施しており、監査結果を代表取締役社長及び監査役に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。

監査役監査は、監査役3名にて実施しており、取締役会及び執行役員会議に出席し、また、定期的に代表取締役との意見交換及び内部監査担当との情報交換を実施するとともに、必要に応じて随時取締役から報告を受け、取締役の職務執行を不足なく監視できる体制を確保しております。当事業年度における個々の監査役の活動状況については、下記のとおりであります。

氏名	主な活動状況
棚橋 正顕	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。経営に関する高い見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経営戦略並びに業績について、適宜必要な発言を行っております。
植田 俊道	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。公認会計士としての専門の見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。
佐藤 洋一	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査役会17回のうち17回に出席いたしました。経営に関する高い見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の研究開発並びに内部管理体制について、適宜必要な発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

会計監査の状況

当社グループの会計監査業務を執行した公認会計士は、鈴木泰司氏及び菊池寛康氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他13名であります。当該監査法人による継続監査期間は10年間であります。

当社は、有限責任監査法人トーマツより同法人の体制等について説明を受け、同法人の独立性、品質管理体制、専門性の有無、当社グループが行っている事業分野への理解度及び監査報酬等を総合的に勘案し、当該監査法人を会計監査人として選定することが妥当であると判断しました。

次に、当社の監査役会は、毎期、上記の選定内容に沿って会計監査人の評価を行い、会計監査人の従事及び継続についての妥当性を確認しています。

監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	30,000	-	30,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	30,000	-	30,000	-

監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイト トウシュ トーマツ）に対する報酬（ を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	-	7,000	-	14,000
連結子会社	-	9,000	-	8,000
計	-	16,000	-	22,000

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、税務に関するコンサルティング業務です。

その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容  
 該当事項はありません。

監査報酬の決定方針

当社は、事業の規模や業務の特性等を勘案して監査日数等を検討し、監査報酬を決定しております。

監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### (4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。決定方針の概要は、下記のとおりであります。

##### イ.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るため株主利益との連動を意識した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責及び適切なインセンティブの付与を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。取締役会長、取締役社長及び社外取締役については、その職務及び株式保有状況等に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととし、その他の取締役の報酬は、基本報酬及びストックオプションにより、上記の基本方針を踏まえた割合で構成することとする。また、取締役会長及び取締役社長を含む業務執行取締役に対しては、当社の業績等を勘案し、特に支給することが相当と認められる場合に限り、賞与を支給することとする。

##### ロ.基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位及び職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案してその額を決定し、毎月支払うものとする。

##### ハ.賞与（金銭報酬）の個人別の報酬等の額等の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の賞与は、当社の業績等を勘案し、特に支給することが相当と認められる場合に限り、株主総会において承認されている報酬総額の限度内において、支給を決定し、適当な時期に支給するものとする。

##### ニ.ストックオプション（非金銭報酬等）の内容及び額又は数の算定方法等の決定に関する方針

非金銭報酬等は、各事業年度に割り当てられた職責に応じて、取締役会長、取締役社長及び社外取締役を除く取締役に対して、株主総会の決議に基づき、その職務執行に対するインセンティブプランとして適切な内容及び数のストックオプションを適当な時期に付与する。

##### ホ.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、株主総会で承認を受けた報酬枠の範囲内での、各取締役の個人別の基本報酬及び賞与の額の決定とする。ストックオプションの内容及び数については、取締役会の決議により決定する。

当事業年度における当社取締役の金銭報酬の額については、代表取締役会長川西徹が各取締役の担当職務、業績、貢献度及び企業価値増大への取り組みを勘案し、報酬案を取締役に提案し、取締役会は、この提案に基づき上記の決定方針との整合性を踏まえ協議を行ったうえで、代表取締役会長に報酬決議を一任しております。最終的に、代表取締役会長は、取締役会での協議を受けてこの報酬額を決定しております。代表取締役会長に決定を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ上記の要素の評価を行うには、代表取締役会長が最も適しているためです。なお、金銭報酬の額は、2013年3月25日開催の臨時株主総会において決議した年間の総額5億円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。当該決議の定めに係る役員の員数は取締役3名（うち社外取締役1名））の範囲内で決定されております。

また、当該報酬とは別枠で、当社の取締役1名（社外取締役ではありません。）を対象として、2019年4月26日開催の第6回定時株主総会において、ストックオプション報酬として168百万円以内・新株予約権40,000個以内、2020年4月28日開催の第7回定時株主総会において、ストックオプション報酬として100百万円以内・新株予約権35,000個以内、2021年4月28日開催の第8回定時株主総会において、ストックオプション報酬として24百万円以内・新株予約権12,000個以内とそれぞれ決議いただいております（いずれも、行使価額について、新株予約権の割当日における当社株式の公正価格を下回らないものとするストックオプションです。）。なお、ストックオプション報酬の具体的な額及び数は、上記の決定方針との整合性を踏まえ、取締役会決議により決定しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、金銭報酬については、代表取締役会長が上記の決定方針との整合性を踏まえた取締役会での協議を尊重して決定し、また、ストックオプション報酬については、上記の決定方針との整合性を踏まえ取締役会において決定していることから、当社取締役会は、それらの決定内容は上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の監査役の役員報酬等の額及びその算定方法については、監査役会で監査役の協議により決定しております。

当事業年度における当社監査役の報酬等の額については、監査役会は、各監査役の常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を確認し客観性・透明性を確保する観点から協議を行い、2013年3月25日開催の臨時株主総会において決議した年間の総額3億円の範囲内（当該決議の定めに係る役員の員数は監査役1名）において決定されております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬 (金銭報酬等)	ストック オプション (非金銭報酬等)	業績連動報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	159,972	124,000	35,972	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	31,875	31,875	-	-	4

(注) 1. 上記ストックオプションに記載の金額は、当事業年度に計上したストックオプションに係る費用総額のうち、取締役に係る部分の費用総額を記載しております。

2. 取締役の報酬等には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。

3. 上表には、2023年1月20日に一身上の都合により退任した取締役1名(社外取締役を除く)を含んでおります。



( 5 ) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2022年2月1日から2023年1月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2022年2月1日から2023年1月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、開示支援専門会社からの印刷物やメールなどによる情報提供等を通じて、積極的に情報収集に努めることにより、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等への適確な対応を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,557,006	6,732,775
貯蔵品	467,846	-
前渡金	182,565	46,506
その他	144,091	187,980
流動資産合計	5,351,509	6,967,262
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	240,412	110,911
工具、器具及び備品	236,546	239,067
減価償却累計額	418,210	306,748
建設仮勘定	-	4,633
有形固定資産合計	58,748	47,863
無形固定資産	66,283	1,292
投資その他の資産		
その他	34,360	28,695
投資その他の資産合計	34,360	28,695
固定資産合計	159,392	77,851
資産合計	5,510,901	7,045,114
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	512,500	268,000
未払金	340,149	331,073
未払費用	451,898	314,590
未払法人税等	122,494	605
賞与引当金	21,658	60,875
その他	14,565	115,129
流動負債合計	1,463,266	1,090,274
固定負債		
長期借入金	2,012,500	665,000
繰延税金負債	-	860,930
固定負債合計	2,012,500	1,525,930
負債合計	3,475,766	2,616,205
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	4,075,135	6,407,189
資本剰余金	7,786,578	10,118,632
利益剰余金	9,057,369	8,177,057
自己株式	853	899
株主資本合計	2,803,491	8,347,864
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1,094,792	4,367,549
その他の包括利益累計額合計	1,094,792	4,367,549
新株予約権	326,436	448,593
純資産合計	2,035,135	4,428,909
負債純資産合計	5,510,901	7,045,114

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月 31日)
事業収益	-	-
事業費用		
研究開発費	1 4,955,385	1 6,118,125
その他の販売費及び一般管理費	2 1,665,498	2 1,781,183
事業費用合計	6,620,884	7,899,308
営業損失( )	6,620,884	7,899,308
営業外収益		
受取利息	2,240	4,010
受取配当金	3,172	-
為替差益	1,961,737	3,326,951
債務免除益	128,403	-
その他	328	3,532
営業外収益合計	2,095,882	3,334,494
営業外費用		
支払利息	44,606	25,270
資金調達費用	10,194	30,967
株式交付費	-	71,981
その他	-	5,834
営業外費用合計	54,801	134,053
経常損失( )	4,579,802	4,698,867
特別利益		
固定資産売却益	-	3 1,434
新株予約権戻入益	29,487	-
特別利益合計	29,487	1,434
特別損失		
固定資産除却損	4 10,107	4 9
特別損失合計	10,107	9
税金等調整前当期純損失( )	4,560,423	4,697,443
法人税、住民税及び事業税	117,433	1,210
法人税等調整額	-	860,930
法人税等合計	117,433	862,141
当期純損失( )	4,677,856	5,559,584
親会社株主に帰属する当期純損失( )	4,677,856	5,559,584

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
当期純損失( )	4,677,856	5,559,584
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,752,436	3,272,756
その他の包括利益合計	1,752,436	3,272,756
包括利益	6,430,293	8,832,341
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,430,293	8,832,341
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,561,072	9,272,515	7,356,499	853	7,476,235
当期変動額					
新株の発行	2,556	2,556			5,112
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			4,677,856		4,677,856
自己株式の取得					-
資本金から剰余金への振替	1,488,493	1,488,493			-
欠損填補		2,976,986	2,976,986		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	1,485,937	1,485,937	1,700,870	-	4,672,744
当期末残高	4,075,135	7,786,578	9,057,369	853	2,803,491

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	657,644	657,644	216,044	8,349,925
当期変動額				
新株の発行				5,112
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）				4,677,856
自己株式の取得				-
資本金から剰余金への振替				-
欠損填補				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,752,436	1,752,436	110,391	1,642,045
当期変動額合計	1,752,436	1,752,436	110,391	6,314,789
当期末残高	1,094,792	1,094,792	326,436	2,035,135

当連結会計年度（自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,075,135	7,786,578	9,057,369	853	2,803,491
当期変動額					
新株の発行	5,552,002	5,552,002			11,104,004
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			5,559,584		5,559,584
自己株式の取得				46	46
資本金から剰余金への振替	3,219,947	3,219,947			-
欠損填補		6,439,895	6,439,895		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	2,332,054	2,332,054	880,311	46	5,544,373
当期末残高	6,407,189	10,118,632	8,177,057	899	8,347,864

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,094,792	1,094,792	326,436	2,035,135
当期変動額				
新株の発行				11,104,004
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）				5,559,584
自己株式の取得				46
資本金から剰余金への振替				-
欠損填補				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,272,756	3,272,756	122,157	3,150,599
当期変動額合計	3,272,756	3,272,756	122,157	2,393,773
当期末残高	4,367,549	4,367,549	448,593	4,428,909

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失( )	4,560,423	4,697,443
減価償却費	132,467	24,615
株式報酬費用	141,241	102,978
賞与引当金の増減額( は減少)	14,663	37,720
受取利息及び受取配当金	5,412	4,010
為替差損益( は益)	1,964,023	3,380,690
債務免除益	128,403	-
支払利息	44,606	25,270
資金調達費用	10,194	30,967
株式交付費	-	71,981
新株予約権戻入益	29,487	-
固定資産売却損益( は益)	-	1,434
固定資産除却損	10,107	9
貯蔵品の増減額( は増加)	3,487	510,107
前渡金の増減額( は増加)	61,019	162,585
未払金の増減額( は減少)	101,261	52,410
未払費用の増減額( は減少)	22,421	189,169
その他	5,831	35,580
小計	6,318,993	7,323,342
利息及び配当金の受取額	5,412	4,010
利息の支払額	45,531	25,583
法人税等の支払額	187,553	89,232
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,546,664	7,434,147
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	41,668	7,908
有形固定資産の売却による収入	-	1,434
無形固定資産の取得による支出	14,409	95
資産除去債務の履行による支出	10,800	-
敷金の差入による支出	18,036	3,530
敷金の回収による収入	18,652	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	66,261	10,100
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	500,000	-
長期借入金の返済による支出	975,000	1,592,000
資金調達費用の支払による支出	24,234	17,527
新株予約権の行使による株式の発行による収入	3,749	10,956,657
新株予約権の発行による収入	-	98,700
その他	-	46
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,495,484	9,445,783
現金及び現金同等物に係る換算差額	185,250	116,655
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	7,923,159	2,118,192
現金及び現金同等物の期首残高	12,480,165	4,557,006
現金及び現金同等物の期末残高	4,557,006	6,675,198



【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	SanBio, Inc. SanBio Asia Pte. Ltd.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

ロ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2～39年

工具、器具及び備品 3～15年

ロ 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年)で償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3カ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)  
 該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による連結財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメント契約及びタームローン契約を締結しております。そのうち、貸出コミットメント契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
貸出コミットメント契約の総額	7,600,000千円	3,500,000千円
借入実行残高	2,300,000	-
差引額	5,300,000	3,500,000

なお、貸出コミットメント契約及びタームローン契約については、主に、財務制限条項(2025年1月期及び2026年1月期の決算期における連結の損益計算書に示される経常利益が、損失とならないようにすることのほか、契約期間において連結貸借対照表上の現金及び預金、及び純資産が一定金額以上を維持すること。)及び遵守事項(SB623の販売予定時期等に関する事項)が付されております。

(連結損益計算書関係)

1 研究開発費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
給料手当	1,171,441千円	1,138,100千円
賞与引当金繰入額	15,045	52,711
委託研究開発費	2,378,525	3,027,682
消耗品費	25,375	614,420
支払報酬	356,010	364,529

(表示方法の変更)

「消耗品費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より研究開発費のうち主要な費目として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度におきましても研究開発費のうち主要な費目として表示しております。

2 その他の販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
給料手当	403,390千円	465,223千円
賞与引当金繰入額	5,963	9,055
支払手数料	290,573	304,288
支払報酬	171,572	151,392

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
研究所設備	- 千円	1,434千円

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
建物及び構築物	7,446千円	- 千円
工具、器具及び備品	2,660	9
計	10,107	9

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,752,436千円	3,272,756千円
その他の包括利益合計	1,752,436	3,272,756

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	51,785,505	7,897	-	51,793,402

(注) 普通株式の株式数の増加7,897株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	196	-	-	196

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	326,436
合計		-	-	-	-	-	326,436

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	51,793,402	12,282,800	-	64,076,202

(注) 普通株式の株式数の増加12,282,800株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	196	34	-	230

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加34株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	424,584
提出会社(親会社)	第三者割当による行使価額修正条項付第32回新株予約権(注)1、2	普通株式	-	7,500,000	7,500,000	-	-
提出会社(親会社)	第三者割当による行使価額修正条項付第34回新株予約権(注)3、4	普通株式	-	9,000,000	4,470,000	4,530,000	24,009
合計		-	-	16,500,000	11,970,000	4,530,000	448,593

- (注) 1. 第三者割当による行使価額修正条項付第32回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
2. 第三者割当による行使価額修正条項付第32回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。
3. 第三者割当による行使価額修正条項付第34回新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
4. 第三者割当による行使価額修正条項付第34回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
現金及び預金勘定	4,557,006千円	6,732,775千円
拘束性預金	-	57,576
現金及び現金同等物	4,557,006	6,675,198

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は、定期預金等で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

外貨建ての現金及び預金、金銭債務である未払金は、為替変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、将来の資金調達の為替変動リスクを回避することを目的とした為替予約取引であり、投機的な取引は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての債権債務に係る為替変動リスクについて、為替相場の状況を継続的に把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理  
当社グループは、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2022年1月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 長期借入金(*2)	2,525,000	2,525,000	-
負債計	2,525,000	2,525,000	-

(\*1) 「現金及び預金」及び「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

当連結会計年度（2023年1月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 長期借入金(*2)	933,000	933,000	-
負債計	933,000	933,000	-
デリバティブ取引(*3)	(102,888)	(102,888)	-

(\*1) 「現金及び預金」及び「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2022年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,557,006	-	-	-
合計	4,557,006	-	-	-

当連結会計年度（2023年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,732,775	-	-	-
合計	6,732,775	-	-	-

2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
 前連結会計年度(2022年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金( )	512,500	575,000	575,000	575,000	287,500	-
合計	512,500	575,000	575,000	575,000	287,500	-

( ) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

当連結会計年度(2023年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金( )	268,000	268,000	268,000	129,000	-	-
合計	268,000	268,000	268,000	129,000	-	-

( ) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2023年1月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	-	102,888	-	102,888
負債計	-	102,888	-	102,888

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2023年1月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	933,000	-	933,000
負債計	-	933,000	-	933,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価

額によっており、固定金利によるものは、元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(2022年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2023年1月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2022年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2023年1月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建 米ドル	1,960,350	-	102,888	102,888
合計		1,960,350	-	102,888	102,888



(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
研究開発費(株式報酬費用)	65,232	46,352
その他の販売費及び一般管理費(株式報酬費用)	74,605	56,293

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
新株予約権戻入益	29,487	-

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	子会社取締役1名 子会社従業員12名	当社取締役 1名 当社監査役 3名 当社従業員 1名 子会社取締役 1名 子会社従業員 9名	当社従業員 6名 子会社従業員22名	当社従業員 2名 子会社従業員 5名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数(注)	普通株式 197,000株	普通株式 545,250株	普通株式 83,300株	普通株式 29,500株
付与日	2014年1月2日	2014年4月30日	2016年5月16日	2016年11月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状 況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状 況」に記載のとおりで あります。	「第4 提出会社の状 況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状 況」に記載のとおりで あります。	「第4 提出会社の状 況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状 況」に記載のとおりで あります。	「第4 提出会社の状 況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状 況」に記載のとおりで あります。
対象勤務期間	自 2014年1月2日 至 各権利確定日	自 2014年4月30日 至 各権利確定日	自 2016年5月16日 至 各権利確定日	自 2016年11月28日 至 各権利確定日
権利行使期間	自 2014年1月2日 至 2022年12月12日	自 2014年4月30日 至 2024年1月1日	自 2016年5月16日 至 2026年4月27日	自 2016年11月28日 至 2026年11月10日

	第9回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第14回 ストック・オプション	第15回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8名 子会社従業員25名	当社従業員 5名 子会社従業員15名	当社従業員 2名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 15,600株	普通株式 3,100株	普通株式 27,000株	普通株式 3,000株
付与日	2017年5月12日	2018年5月15日	2018年10月30日	2019年5月22日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2017年5月12日 至 各権利確定日	自 2018年5月15日 至 各権利確定日	自 2018年10月30日 至 各権利確定日	自 2019年5月22日 至 各権利確定日
権利行使期間	自 2017年5月12日 至 2027年4月26日	自 2018年5月15日 至 2028年3月12日	自 2018年10月30日 至 2028年10月14日	自 2019年5月22日 至 2029年4月25日

	第16回 ストック・オプション	第17回 ストック・オプション	第18回 ストック・オプション	第19回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名 子会社従業員(当社取締役を兼任)1名	子会社従業員1名	当社従業員 5名	当社従業員 2名 子会社従業員4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 45,000株	普通株式 50,000株	普通株式 41,000株	普通株式 9,500株
付与日	2019年5月22日	2019年7月16日	2019年7月30日	2019年12月16日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2019年5月22日 至 各権利確定日	自 2019年7月16日 至 各権利確定日	自 2019年7月30日 至 各権利確定日	自 2019年12月16日 至 各権利確定日
権利行使期間	自 2019年5月22日 至 2029年4月25日	自 2019年7月16日 至 2029年6月27日	自 2019年7月30日 至 2029年7月11日	自 2019年12月16日 至 2029年11月28日

	第20回 ストック・オプション	第21回 ストック・オプション	第22回 ストック・オプション	第23回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名 子会社従業員6名	子会社従業員(当社取締役を兼任)1名	当社従業員 25名 子会社従業員35名	当社従業員 1名 子会社従業員3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 22,000株	普通株式 35,000株	普通株式 16,500株	普通株式 56,000株
付与日	2020年5月22日	2020年5月22日	2020年5月22日	2020年9月10日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2020年5月22日 至 各権利確定日	自 2020年5月22日 至 各権利確定日	自 2020年5月22日 至 各権利確定日	自 2020年9月10日 至 各権利確定日
権利行使期間	自 2020年5月22日 至 2030年5月6日	自 2020年5月22日 至 2030年5月6日	自 2020年5月22日 至 2030年1月31日	自 2020年9月10日 至 2030年8月25日

	第24回 ストック・オプション	第25回 ストック・オプション	第26回 ストック・オプション	第27回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名 子会社従業員 2名	子会社従業員 2名	当社従業員 31名 子会社従業員47名	子会社従業員（当社取締役を兼任）1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 26,000株	普通株式 8,000株	普通株式 22,600株	普通株式 12,000株
付与日	2021年3月12日	2021年3月12日	2021年3月12日	2021年5月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2021年3月12日 至 各権利確定日	自 2021年3月12日 至 各権利確定日	自 2021年3月12日 至 各権利確定日	自 2021年5月14日 至 各権利確定日
権利行使期間	自 2021年3月12日 至 2031年2月24日	自 2021年3月12日 至 2031年2月24日	自 2021年3月12日 至 2031年1月31日	自 2021年5月14日 至 2031年4月27日

	第28回 ストック・オプション	第29回 ストック・オプション	第30回 ストック・オプション	第31回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名	当社従業員 2名	当社従業員 1名	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,000株	普通株式 19,000株	普通株式 1,500株	普通株式 11,000株
付与日	2021年5月14日	2021年7月29日	2021年11月1日	2021年11月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2021年5月14日 至 各権利確定日	自 2021年7月29日 至 各権利確定日	自 2021年11月1日 至 各権利確定日	自 2021年11月1日 至 各権利確定日
権利行使期間	自 2021年5月14日 至 2031年4月27日	自 2021年7月29日 至 2031年7月13日	自 2021年11月1日 至 2031年10月13日	自 2021年11月1日 至 2031年10月13日

	第33回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 37,500株
付与日	2022年8月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	自 2022年8月31日 至 各権利確定日
権利行使期間	自 2022年8月31日 至 2032年8月15日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年1月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	100,000	300,000	21,216	2,500
権利確定	-	-	-	-
権利行使	50,000	260,000	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	50,000	40,000	21,216	2,500

	第9回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第14回 ストック・オプション	第15回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	4,980	813
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	4,980	563
未確定残	-	-	-	250
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	3,543	600	22,020	2,187
権利確定	-	-	4,980	563
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	3,543	600	27,000	2,750

	第16回 ストック・オプション	第17回 ストック・オプション	第18回 ストック・オプション	第19回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	8,313	16,667	27,459	1,908
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	8,063	12,500	1,603	229
未確定残	250	4,167	25,856	1,679
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	34,687	33,333	13,541	2,592
権利確定	8,063	12,500	1,603	229
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	42,750	45,833	15,144	2,821

	第20回 ストック・オプション	第21回 ストック・オプション	第22回 ストック・オプション	第23回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	9,337	18,230	12,300	35,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	4,250	8,750	9,000	2,999
未確定残	5,087	9,480	3,300	32,001
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	8,663	16,770	-	21,000
権利確定	4,250	8,750	9,000	2,999
権利行使	-	-	2,800	-
失効	-	-	-	-
未行使残	12,913	25,520	6,200	23,999

	第24回 ストック・オプション	第25回 ストック・オプション	第26回 ストック・オプション	第27回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	13,750	8,000	20,300	12,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	3,665	2,999	-	5,750
未確定残	10,085	5,001	20,300	6,250
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	2,250	-	-	-
権利確定	3,665	2,999	-	5,750
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	5,915	2,999	-	5,750

	第28回 ストック・オプション	第29回 ストック・オプション	第30回 ストック・オプション	第31回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	1,000	19,000	1,500	11,000
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	437	7,125	437	3,208
未確定残	563	11,875	1,063	7,792
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	437	7,125	437	3,208
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	437	7,125	437	3,208

第33回 ストック・オプション	
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	37,500
失効	-
権利確定	-
未確定残	37,500
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	80	300	1,766	1,436
行使時平均株価 (円)	1,087	1,508	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	811	792

	第9回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第14回 ストック・オプション	第15回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,261	1	3,792	3,765
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	726	2,894	1,505	2,319

	第16回 ストック・オプション	第17回 ストック・オプション	第18回 ストック・オプション	第19回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	3,765	3,624	3,624	4,216
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	2,319	2,027	2,059	1,925

	第20回 ストック・オプション	第21回 ストック・オプション	第22回 ストック・オプション	第23回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,624	1,624	1	1,488
行使時平均株価 (円)	-	-	1,103	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,014	1,014	1,623	923

	第24回 ストック・オプション	第25回 ストック・オプション	第26回 ストック・オプション	第27回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,732	1,732	1	1,683
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	930	930	1,541	884

	第28回 ストック・オプション	第29回 ストック・オプション	第30回 ストック・オプション	第31回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,683	1,474	1,198	1,198
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	884	693	738	738

	第33回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,183
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	765

#### 4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 当連結会計年度において付与された第33回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

	第33回 ストック・オプション
使用した評価技法	ブラック・ショールズモデル
株価変動性(注)1	83.03%
予想残存期間(注)2	4.98年
予想配当(注)3	0円/株
無リスク利率(注)4	0.016%

(注)1. 第33回ストック・オプションについては、2017年9月7日から2022年8月31日までの株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 2022年1月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

#### 5. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

#### 6. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額は60,920千円であります。
- (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計は364,490千円であります。



7. 自社株式オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月 31日)
研究開発費(株式報酬費用)	1,402	332

8. 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 自社株式オプションの内容

	第4回新株予約権	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 6名	社外協力者 1名
株式の種類別の自社株式オプションの数(注)	普通株式 365,000株	普通株式 4,000株
付与日	2014年 1月 2日	2018年 5月 15日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1.株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2014年 1月 2日 至 2022年 12月 12日	自 2018年 5月 15日 至 2028年 3月 12日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年1月期)において存在した自社株式オプションを対象とし、自社株式オプションの数については株式数に換算して記載しております。

自社株式オプションの数

	第4回 新株予約権	第12回 新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	250
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	250
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	15,000	2,750
権利確定	-	250
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	15,000	3,000

単価情報

	第4回 新株予約権	第12回 新株予約権
権利行使価格 (円)	80	3,148
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	1,328

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	7,044,943千円	8,803,203千円
繰越税額控除	1,723,303	2,374,185
研究開発費	-	928,066
開業費	148,233	141,973
未払利息	541,303	462,681
棚卸資産評価損	-	89,291
減価償却超過額	77,375	45,677
その他	132,113	139,969
繰延税金資産小計	9,667,273	12,985,049
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	7,044,943	8,803,203
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,622,329	4,181,845
評価性引当額小計(注)1	9,667,273	12,985,049
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
関係会社貸付金換算差額	-	860,930
繰延税金負債合計	-	860,930
繰延税金負債の純額	-	860,930

(注)1. 評価性引当額が 3,317,776千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金( )	-	-	-	63,528	151,731	6,829,683	7,044,943
評価性引当額	-	-	-	63,528	151,731	6,829,683	7,044,943
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2023年1月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金( )	-	-	63,528	151,731	-	8,587,942	8,803,203
評価性引当額	-	-	63,528	151,731	-	8,587,942	8,803,203
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

( ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年1月31日)	当連結会計年度 (2023年1月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.3
特別税額控除	1.1	0.0
海外子会社税率差異	3.2	3.8
海外子会社為替換算差額	12.7	19.0
評価性引当額の増減	44.9	64.0
その他	0.7	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.6	18.4

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度末(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)  
 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度末(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)  
 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

当社グループは、他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

当社グループは、他家幹細胞を用いた再生細胞事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

該当事項はありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 事業収益

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	米国	合計
39,233	19,514	58,748

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

該当事項はありません。

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 事業収益

該当事項はありません。

### (2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	米国	合計
41,493	6,370	47,863

## 3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

該当事項はありません。

### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

該当事項はありません。

### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2021年2月1日 至 2022年1月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注)2	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	森 敬太	当社代表取 締役社長	被所有 直接 11.57%	代表取締役 社長	経費の立替 (注)1	10,020	-	-

(注)1. 経費の立替は、実際発生額を精算したものであります。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

当連結会計年度（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注)3	科目	期末残高 (千円)
役員	森 敬太	当社代表取 締役社長	被所有 直接 9.35%	代表取締役 社長	経費の立替 (注)1	11,304	-	-
役員	古谷 昇	当社取締役	被所有 直接 0.24%	取締役	新株予約権 の行使 (注)2	45,000	-	-

(注)1. 経費の立替は、実際発生額を精算したものであります。

2. 第5回新株予約権の権利行使であり、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。

( 1 株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月31日)
1 株当たり純資産額	32円99銭	62円12銭
1 株当たり当期純損失金額( )	90円33銭	95円99銭

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月31日)	当連結会計年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月31日)
親会社株主に帰属する当期純損失金額( ) (千円)	4,677,856	5,559,584
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純損失金額( )(千円)	4,677,856	5,559,584
期中平均株式数(株)	51,789,136	57,918,166
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含め なかった潜在株式の概要	第 7 回、第 8 回、第 12 回、 第 14 回～第 21 回、 第 23 回～第 25 回、 第 27 回～第 31 回新株予約権 (新株予約権の数 372,716 個) なお、概要は「第 4 提出会 社の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりであり ます。	第 7 回、第 8 回、第 9 回、 第 12 回、第 14 回～第 21 回、 第 23 回～第 25 回、第 27 回～ 第 31 回、第 33 回新株予約権 (新株予約権の数 413,759 個) なお、概要は「第 4 提出会 社の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載のとおりであり ます。

(重要な後発事象)

(第三者割当による行使価額修正条項付第34回新株予約権の行使)

当社が発行いたしました第34回新株予約権につき、2023年2月1日から2023年3月31日までに、以下のとおり行使されております。

行使新株予約権個数	7,700個(発行総数の8.56%)
交付株式数	770,000株
行使価額総額	535,380千円
未行使新株予約権個数	37,600個
増加する発行済株式数	770,000株
資本金増加額	269,730千円
資本準備金増加額	269,730千円

(ストック・オプション(新株予約権)の取得・消却)

当社は、2023年2月15日開催の取締役会において、当社が既に発行した新株予約権の一部について取得・消却することを決議しました。

1. 新株予約権を取得及び消却する理由

当社が既に発行している新株予約権のうち、第7回、第9回、第15回、第16回、第18回から第20回、及び第22回から第26回新株予約権については、付与対象者が、各回次の新株予約権の発行要領に定める役務提供者でなくなり、当該発行要項中の無償取得事由に該当することとなったものがありますので、当該発行要領の規定に基づき、合計119,734個の新株予約権(その目的である株式は、普通株式119,734株)について、当社にて無償取得のうえ、消却することにしました。

2. 新株予約権の取得及び消却日

2023年3月3日

3. 取得及び消却の対象となる新株予約権

- (1) 第7回新株予約権 5,000個
- (2) 第9回新株予約権 434個
- (3) 第15回新株予約権 3,000個
- (4) 第16回新株予約権 3,000個
- (5) 第18回新株予約権 20,000個
- (6) 第19回新株予約権 2,500個
- (7) 第20回新株予約権 4,000個
- (8) 第22回新株予約権 4,900個
- (9) 第23回新株予約権 51,000個
- (10) 第24回新株予約権 12,000個
- (11) 第25回新株予約権 4,000個
- (12) 第26回新株予約権 9,900個

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2023年3月16日開催の取締役会において、2023年4月26日開催の第10回定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決されました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、この欠損金の填補により財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元(配当及び自己株式取得)を含む資本政策の機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行います。

## 2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらを  
その他資本剰余金に振り替えるものです。

### (1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額 6,407,189,913円のうち4,435,693,788円

資本準備金の額 6,404,689,897円のうち4,435,693,788円

### (2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 8,871,387,576円

## 3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余  
金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充當いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額  
は0円となります。

### (1) 減少するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 8,871,387,576円

### (2) 増加する繰越利益剰余金の額

繰越利益剰余金 8,871,387,576円

## 4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日 2023年3月16日

(2) 株主総会決議日 2023年4月26日

(3) 債権者異議申述最終期日 2023年5月30日(予定)

(4) 効力発生日 2023年6月6日(予定)



【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	512,500	268,000	1.26	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	2,012,500	665,000	1.26	2024年4月30日～ 2026年7月31日
その他の有利子負債	-	-	-	-
合計	2,525,000	933,000	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	268,000	268,000	129,000	-

【資産除去債務明細表】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
事業収益(千円)	-	-	-	-
税金等調整前四半期純利益 金額又は税金等調整前四半 期(当期)純損失金額 ( )(千円)	869,469	774,516	437,086	4,697,443
親会社株主に帰属する四半 期(当期)純損失金額 ( )(千円)	315,773	2,154,992	1,758,007	5,559,584
1株当たり四半期(当期) 純損失金額( )(円)	5.98	39.26	31.12	95.99

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金 額又は1株当たり四半期純 損失金額( )(円)	5.98	32.31	6.66	61.14

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,454,528	5,454,463
貯蔵品	185,518	-
前払費用	34,899	24,058
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	2,308,800	-
その他	1,663,360	1,456,074
貸倒引当金	1,921,381	-
流動資産合計	4,725,725	5,934,596
固定資産		
有形固定資産		
建物	21,922	20,349
工具、器具及び備品	17,311	16,510
建設仮勘定	-	4,633
有形固定資産合計	39,233	41,493
無形固定資産	63,384	-
投資その他の資産		
関係会社株式	33,126	20,096
関係会社長期貸付金	18,450,920	15,069,285
その他	1,163,098	1,151,133
貸倒引当金	20,066,618	15,991,000
投資その他の資産合計	55,526	617,515
固定資産合計	158,144	659,008
資産合計	4,883,869	6,593,604
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	2,512,500	268,000
未払金	1,110,590	1,195,770
未払費用	74,758	91,958
未払法人税等	122,494	605
預り金	11,891	12,121
為替予約	-	102,888
賞与引当金	5,675	8,143
流動負債合計	837,910	679,487
固定負債		
長期借入金	2,012,500	665,000
繰延税金負債	-	860,930
固定負債合計	2,012,500	1,525,930
負債合計	2,850,410	2,205,417

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	4,075,135	6,407,189
資本剰余金		
資本準備金	4,072,635	6,404,689
資本剰余金合計	4,072,635	6,404,689
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,439,895	8,871,387
利益剰余金合計	6,439,895	8,871,387
自己株式	853	899
株主資本合計	1,707,022	3,939,592
新株予約権	326,436	448,593
純資産合計	2,033,458	4,388,186
負債純資産合計	4,883,869	6,593,604

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	当事業年度 (自 2022年2月1日 至 2023年1月31日)
事業費用		
研究開発費	1 481,563	1 917,981
その他の販売費及び一般管理費	2 996,162	2 1,012,703
事業費用合計	1,477,725	1,930,685
営業損失( )	1,477,725	1,930,685
営業外収益		
受取利息	3 550,000	3 687,743
受取配当金	3,172	-
為替差益	1,911,306	3,239,219
その他	81	103
営業外収益合計	2,464,562	3,927,066
営業外費用		
支払利息	44,606	25,270
資金調達費用	10,194	30,967
株式交付費	-	71,981
その他	-	4,310
営業外費用合計	54,801	132,529
経常利益	932,035	1,863,851
特別利益		
新株予約権戻入益	29,487	-
特別利益合計	29,487	-
特別損失		
固定資産除却損	9,984	-
関係会社株式評価損	-	3,636,091
関係会社貸倒引当金繰入額	7,274,000	6,237,006
特別損失合計	7,283,984	9,873,097
税引前当期純損失( )	6,322,462	8,009,246
法人税、住民税及び事業税	117,433	1,210
法人税等調整額	-	860,930
法人税等合計	117,433	862,141
当期純損失( )	6,439,895	8,871,387

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年2月1日 至 2022年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	5,561,072	5,558,572	-	5,558,572	2,976,986	2,976,986	853	8,141,806
当期変動額								
新株の発行	2,556	2,556		2,556				5,112
当期純損失（ ）					6,439,895	6,439,895		6,439,895
自己株式の取得								
資本金から剰余金への振替	1,488,493		1,488,493	1,488,493				-
準備金から剰余金への振替		1,488,493	1,488,493	-				-
欠損填補			2,976,986	2,976,986	2,976,986	2,976,986		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								-
当期変動額合計	1,485,937	1,485,937	-	1,485,937	3,462,909	3,462,909	-	6,434,783
当期末残高	4,075,135	4,072,635	-	4,072,635	6,439,895	6,439,895	853	1,707,022

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	216,044	8,357,851
当期変動額		
新株の発行		5,112
当期純損失（ ）		6,439,895
自己株式の取得		
資本金から剰余金への振替		-
準備金から剰余金への振替		-
欠損填補		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	110,391	110,391
当期変動額合計	110,391	6,324,392
当期末残高	326,436	2,033,458

当事業年度（自 2022年2月1日 至 2023年1月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	4,075,135	4,072,635	-	4,072,635	6,439,895	6,439,895	853	1,707,022
当期変動額								
新株の発行	5,552,002	5,552,002		5,552,002				11,104,004
当期純損失（ ）					8,871,387	8,871,387		8,871,387
自己株式の取得							46	46
資本金から剰余金への振替	3,219,947		3,219,947	3,219,947				-
準備金から剰余金への振替		3,219,947	3,219,947	-				-
欠損填補			6,439,895	6,439,895	6,439,895	6,439,895		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	2,332,054	2,332,054	-	2,332,054	2,431,491	2,431,491	46	2,232,570
当期末残高	6,407,189	6,404,689	-	6,404,689	8,871,387	8,871,387	899	3,939,592

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	326,436	2,033,458
当期変動額		
新株の発行		11,104,004
当期純損失（ ）		8,871,387
自己株式の取得		46
資本金から剰余金への振替		-
準備金から剰余金への振替		-
欠損填補		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	122,157	122,157
当期変動額合計	122,157	2,354,727
当期末残高	448,593	4,388,186

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は、次のとおりであります。

建物 8～30年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

（貸借対照表関係）

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
短期金銭債権	583,979千円	329,023千円
長期金銭債権	1,615,698	1,499,077
短期金銭債務	56,308	72,293

2 当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメント契約及びタームローン契約を締結しております。そのうち、貸出コミットメント契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
貸出コミットメント契約の総額	7,600,000千円	3,500,000千円
借入実行残高	2,300,000	-
差引額	5,300,000	3,500,000

なお、貸出コミットメント契約及びタームローン契約については、主に、財務制限条項（2025年1月期及び2026年1月期の決算期における連結の損益計算書に示される経常利益が、損失とならないようにすることのほか、契約期間において連結貸借対照表上の現金及び預金、及び純資産が一定金額以上を維持すること。）及び遵守事項（SB623の販売予定時期等に関する事項）が付されております。



(損益計算書関係)

1 研究開発費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月31日)	当事業年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月31日)
給料手当	200,498千円	226,499千円
賞与引当金繰入額	1,673	4,321
株式報酬費用	66,635	46,684
旅費及び交通費	4,865	11,110
支払手数料	39,547	95,090
支払報酬	25,971	25,832
消耗品費	38,762	248,102
委託研究開発費	44,526	134,080

2 一般管理費に属する費用の割合は前事業年度100%、当事業年度100%であります。

その他の販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月31日)	当事業年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月31日)
役員報酬	120,545千円	155,875千円
給料手当	238,624	220,646
賞与引当金繰入額	4,001	3,822
旅費及び交通費	18,065	22,882
支払手数料	115,452	155,157
支払報酬	169,727	149,247
減価償却費	13,057	6,650
租税公課	61,960	21,588

3 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月31日)	当事業年度 (自 2022年 2月 1日 至 2023年 1月31日)
営業取引以外の取引による取引高		
受取利息	549,998千円	687,740千円

## (有価証券関係)

前事業年度(2022年1月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は33,126千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2023年1月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は20,096千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

なお、当事業年度において減損処理を行い、関係会社株式評価損3,636,091千円を計上しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	17,825千円	23,877千円
減価償却超過額	294	53
未払事業税	14,860	-
株式報酬費用	99,856	130,002
関係会社株式評価損	90,983	4,951,166
貸倒引当金	6,733,777	4,897,209
税務上の繰越欠損金	775,742	1,050,664
その他	4,682	5,571
繰延税金資産小計	7,738,022	11,058,544
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	775,742	1,050,664
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	6,962,280	10,007,880
評価性引当額小計	7,738,022	11,058,544
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
関係会社貸付金換算差額	-	860,930
繰延税金負債合計	-	860,930
繰延税金負債の純額	-	860,930

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年1月31日)	当事業年度 (2023年1月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0	0.0
特別税額控除	0.8	0.0
評価性引当額の増減	33.4	41.5
その他	0.1	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.9	10.8

(収益認識関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(第三者割当による行使価額修正条項付第34回新株予約権の行使)

詳細につきましては、連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

(ストック・オプション(新株予約権)の取得・消却)

詳細につきましては、連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

詳細につきましては、連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	21,922	-	-	1,572	20,349	2,593
	工具、器具及び備品	17,311	3,275	-	4,076	16,510	9,739
	建設仮勘定	-	4,633	-	-	4,633	-
	計	39,233	7,908	-	5,648	41,493	12,333
無形固定資産	ソフトウェア仮勘定	63,384	95	63,479	-	-	-
	計	63,384	95	63,479	-	-	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	ノートパソコン	1,875千円
	MRJ横浜 高感度金属検出機一式	1,400千円
建設仮勘定	東京製造所 内装設備等	4,633千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	自社利用ソフトウェア	63,479千円
-----------	------------	----------

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	21,988,000	6,237,006	12,234,006	15,991,000
賞与引当金	5,675	8,143	5,675	8,143

(注) 貸倒引当金の「当期減少額」は、子会社に対するデット・エクイティ・スワップの実行に伴う取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3カ月以内
基準日	毎年1月31日
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日、毎年7月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.sanbio.com/">https://www.sanbio.com/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第9期）（自 2021年2月1日 至 2022年1月31日）2022年4月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年4月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第10期第1四半期）（自 2022年2月1日 至 2022年4月30日）2022年6月14日関東財務局長に提出

（第10期第2四半期）（自 2022年5月1日 至 2022年7月31日）2022年9月14日関東財務局長に提出

（第10期第3四半期）（自 2022年8月1日 至 2022年10月31日）2022年12月15日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2022年4月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2022年6月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

2022年9月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

2022年11月24日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2022年12月15日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

2023年1月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2023年3月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（第三者割当による行使価額修正条項付第34回新株予約権の発行）及びその添付書類

2022年10月28日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年4月26日

サンバイオ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 鈴木 泰司

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 菊池 寛康

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサンバイオ株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンバイオ株式会社及び連結子会社の2023年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。



【継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況の有無に対する評価】	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社及び連結子会社（以下「会社」という。）は、医薬品の研究開発を主軸とするベンチャー企業である。医薬品の研究開発には多額の初期投資を要し、また研究開発費用の負担により長期にわたって先行投資の期間が続くことから、過年度より継続して営業損失を計上し、かつ営業キャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている。会社は再生細胞薬SB623を含む複数の開発パイプラインを有しており、SB623慢性期外傷性脳損傷プログラムについては、国内で厚生労働省より再生医療等製品として「先駆け審査指定制度」（承認申請後の審査を短縮し承認申請から承認までの期間を6カ月にすることを目標にした制度）の対象品目の指定を受け、この制度下において、承認申請の準備を進めた結果、2022年3月7日付で承認申請を行った。</p> <p>また、当連結会計年度末における現金及び預金は6,732,775千円であるが、各開発パイプラインの開発資金の確保のため第三者割当による行使価格修正条項付第34回新株予約権の発行による資金調達を継続しており、会社は当面の開発を継続するための十分な資金を有していると判断している。</p> <p>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかどうかの判定は、コミットメントライン契約の財務制限条項の抵触の有無の確認や、経営者によって承認された事業計画を基に算出した将来キャッシュ・フローと手元資金の比較により行われる。また、事業計画には想定患者数や想定薬価等の重要な仮定が含まれ、経営者の高度な判断が反映されている。</p> <p>会社は、当連結会計年度末において継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は存在していないと判断しているが、当連結会計年度を通じて当該重要な疑義を生じさせるような状況の有無について、監査人として慎重な評価が必要なため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況または事象が存在するか否かについての経営者による判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続企業の前提に関する評価プロセスについて、経営者に質問を実施するとともに関連証憑を閲覧し、内部統制の理解及び運用状況を検討した。</li> <li>・事業面について、経営者、製造開発責任者及び薬事責任者への質問を行い、重要なパイプラインに予期せぬ副作用の発現や製造開発体制の遅延等が生じていないか確かめた。</li> <li>・取締役会により承認された事業計画について、経営者への質問を行うとともに、事業計画で用いられた想定患者数や想定薬価等の重要な仮定や基礎数値の合理性について、外部から入手した資料との整合を確かめた。</li> <li>・資金面について、今後の資金調達計画を理解するとともに、計画された資金調達手段や、調達規模について過去の実績との比較によりその実現可能性について評価した。</li> <li>・コミットメントライン契約書等を閲覧し、財務制限条項の内容を確かめた。</li> <li>・過年度の事業計画と実績との乖離要因を分析し、事業計画の精度を検討した。</li> <li>・事業計画に含まれる見積りの不確実性を検討するために、複数シナリオを設定したストレス・テスト（想定以上の負荷を設定したテスト）を実施した。</li> </ul>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、サンバイオ株式会社の2023年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、サンバイオ株式会社が2023年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年4月26日

サンバイオ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 鈴木 泰司

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 菊池 寛康

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサンバイオ株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンバイオ株式会社の2023年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

### 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況の有無に対する評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況の有無に対する評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。